

ではまことに遺憾に考える次第でございます。できるだけ早い機会にその事故原因の究明が行われますことをこいねごう次第でございます。

ただいまお話をありましたように、今、海難審判あるいは検察当局の捜査の段階でございます。したがいまして、正しい事実関係、そうして事故の原因が速やかにしかも公正に究明されることを私たちは期待いたしているような次第でございます。

そして多くの人命を失ったこの痛ましい事故が再び起きてはならない。したがいまして、自衛隊、防衛庁といたしましても、再発防止対策を早急につくりまして、これが対策に万全を期す覚悟でございます。また、亡くなられました方々に対するまでは衷心より御冥福をお祈り申し上げるとともに、御遺族に対し心からなる弔意を表する次第でございます。

また、賠償金の問題につきましては、この負割合につきましては、これは原因調査と大きな関係がござりますので別にいたしましても、賠償金の積算作業は進めてまいらなければなりません。その原則は、やはりあくまでも御遺族を第一義的に考えるという立場に立って積算作業を進めよう、こういうことで作業を進めておるわけでございまして、富士商事との間の了解を得るために何回か交渉をいたしましたが、富士商事としては支払う能力がない、また支払う責任はないということで回避されました。したがいまして、そのことに時間をかけてもいけませんものですから、このことは法的な争いを後ににするといったしましても、私たちは、まずこの賠償金の積算作業を進めようとしてござります。幸いにして御協力をいただいておりますので、できるだけ早い機会に賠償金の問題は処理してまいりたい、将来とも御遺族に温かい御援助をささげたいと、かように考えているような次第でございます。

今御質問のありましたように、防衛庁は、御承知のように国家存立の基本をなす大きな使命を担っているものでございますので、これを果たすた

めには、何としても国民の理解、御援助をいただかなければなりません。したがいまして、私たちは、常に国民に信頼される自衛隊にならなければならぬということを主張し、またその姿勢で今日に至つてはいるわけでございまして、いわゆる浦賀水道のような過密な地域に対しては海上衝突予防法だとかあるいは海上交通安全法等を理解しながらできるだけ編隊を組まない形で航行を進め、注意をしながらこれまでも進めてきて

いるところでございますけれども、今日の衝突といふ事案を生んだことは本当に遺憾なことでございます。

ただ、私たちは、この報道の中で一番残念に思るのは、自衛隊は軍事優先で目の前でおぼれています。したがいまして、おぼれている者を目の前に見てそれを救わないなどという、そういう人間性は決して持っていないということを私はあえて申し上げたいのです。

しかし、この報道は、自衛隊員は非人間的で冷血漢でひきょう者で無責任で、自衛隊は有害な存在であるという誤解する國民に与える結果となり、まだ犠牲者の遺体の上がらない段階で心痛と不安に沈む遭難家族が激高したと伝えられるのも当然であります。また、事故直後から連日連夜、文字どおり不眠不休で救援作業に延々と千名を超す自衛隊の潜水隊員の必死の行動等についてはほとんど無視されたわけであります。

この自衛隊たたきのあらしは、権威あるべき国会審議の場にも吹き荒れたわけであります。七月二十八日、衆参両院において第一富士丸事故に関する緊急の連合審査が行われました。

○板垣正君 今長官も触れましたが、人命救助の問題について申し上げたいと思います。

「なだしお」と第一富士丸の衝突事故をめぐつて「なだしお」たたき、自衛隊たたきの決定的致命的な打撃となつたのは、事故直後第一富士丸の乗組員から出たという、おぼれている人を助けもしないで見殺しにした等の一言であります。それが新聞やテレビを通じ、全国的にまさにあらし

めには、何としても國民の理解、御援助をいただかなければなりません。したがいまして、私たちは、常に國民に信頼される自衛隊にならなければならぬということを主張し、またその姿勢で今日に至つてはいるわけでございまして、いわゆる浦賀水道のような過密な地域に対しては海上衝突予防法だとかあるいは海上交通安全法等を理解しながらできるだけ編隊を組まない形で航行を進め、注意をしながらこれまでも進めてきて

「波間の叫び」見殺し

「十数人、見てるだけ」

潜水艦、救助後回し 「助けて…乗組員無視」

腕組みして眺めるだけ 救命ボート投げ入れず 目前で一人力尽き沈む 衝突直後潜水艦上

に 艦員何もしなかった 「助けて」叫んだ 「波間の叫び」見殺し

以下は当時の新聞の見出しの一例であります。

「助けて！」の叫び黙殺 「なだしお」乗組員批判次々 「何人も沈んでいた」

救助運れた潜水艦に怒り 「助けて」叫んだのに 艦員何もしなかった

海中にはうり出された、そして必死に救助を求める人々に対してこれを放置する。新聞でも報道されていましたが、余り反応がないので、アメリカの潜水艦かと思つてヘルプミーと声をかけたという証言も報道されています。

その二。

とりわけ許しがたいのは人命軽視の問題、ここに今国民的な感情、怒りも集中していると思うのです。多くの証言もお聞きをしましたが、海中にはうり出された、そして必死に救助を求める人々に対してこれを放置する。新聞でも報道されていましたが、余り反応がないので、アメリカの潜水艦かと思つてヘルプミーと声をかけたという証言も報道されています。

その三。

救助された人々の証言が新聞やテレビで報道されています。子供が助けてくれと言つて声を限りに叫んでいる。しかし、それに手をかしてくればなかつた、あるいは何とかしてくれと言つても、見ていいながら何の行動もなかつたといふ

ところを隊員に申し上げて、そういう正しい道を歩むということを私は主張し國民の理解を得たい、かように考えておるわけでござりますので御理解をいただきたい、こう思います。

○板垣正君 今長官も触れましたが、人命救助の問題について申し上げたいと思います。

「なだしお」と第一富士丸の衝突事故をめぐつて「なだしお」たたき、自衛隊たたきの決定的致命的な打撃となつたのは、事故直後第一富士丸の乗組員から出たという、おぼれている人を助けもしないで見殺しにした等の一言であります。それが新聞やテレビを通じ、全国的にまさにあらし

沈没する第一富士丸から投げ出された乗客が衆議院側の議事録を見ると、次のような発言が記録されております。

その一。

沈没する第一富士丸から投げ出された乗客が水艦の上から傍観をしておつたという。一、二名何か飛び込んで助けられたようございますが、こういった、目の前に溺者が助けを求めておるあるいは悲鳴を上げておるというのに、民間人たつて見ておれば飛び込んで助けようといふ気になるんだ、少なくとも海上自衛隊自衛官と称される皆さん、一般的の民間人がまさにおぼれる寸前の悲鳴を上げておるのに、なぜ飛び

今日は海上自衛隊でござりますが、自衛隊の皆さんはそんな度胸のないことでもよくまあしゃあしゃあと自衛官でござりますと言つて、私は国民の血税をもらつておると思うのです。精神的な訓練は一体どういう訓練が日當やられておるのか、アンフェアであり、不見識のそしりを免れないと思ひます。

搜査の結果によりますと、「なだしお」艦長は衝直後溺者救助部署を発動いたしまして、ゴムボートを降下し、また泳者を派遣するなどいたしました。同艦付近を漂流中の遭難者三名を救助しております。当時の状況に応じまして人命救助を行つたものというふうに承知をしているわけでございます。

それからさらに、新聞報道で非常に大きな影響を与えたのが、今申し述べられましたような溺者——溺者というか、おぼれる者を目の前にして海上自衛隊は何もしなかつたんではないかといふような報道がなされたわけでございまして、これにつきましても私どもとしては関係者からの事情聴取等を行つたわけでございます。

これにつきましては、衝突後海面に浮いている人が二、三人海中に沈んでいったのを見たと言つたことを報道されたものと思われるわけでござります。それに対しまして、当女性乗組員が言っておりますのは、今思えば漂流者の人の頭が波間に入りたり出たりしていたものを、当時は事故後日が浅かつたので、また興奮していて、次々に沈んでいたよろに感じて言つたもので、私の言つたことは間違っていたと思う旨を述べております。当時本人が興奮しておりましたための誤解によることであったことが判明したわけでございます。このように、目前でおぼれている者がいるのに自衛隊側が何ら救助をしなかつたというような報道は事実ではなかつたというふうに承知しております。

して攻撃を浴び、遺族の感情を逆なでするものと非難され、国会でも内局と制服の言うことが食い違つておるとシビリアンコントロールのもとで不穏当である、そういう批判を浴びた経緯があります。

まず、発言の事実関係について防衛庁の説明を承りたいと思います。

○政府委員(日吉草君) 発言の事実関係でございますが、正確な議事録等はここに持ち合わせておりませんけれども、委員がただいま御指摘いたしましたような内容の発言を防衛事務次官及び海幕長がいたしたことは事実でございます。

○板垣正君 私は、ここで特に自衛隊の統率というについて申し上げたいと思います。

防衛庁長官を中心とし内局と各幕僚監部が真に一体の体制にあることが肝要であることは申すま

このことについて、全く事実無根であったことやが既に防衛省側から、また一部月刊誌、週刊誌等々で明らかにされております。海上投げ出され人々は全員救助されだし、「なだしお」は潜水艦のいろんな特殊の制約下で救助に当たり、三名を救助しております。

その結果によりますと、第一富士丸の女性乗組員が報道関係者に発言をいたしましたのは七月二十五日の夕方、自衛隊の横須賀病院での記者会見時のみとのことでござります。そのときの発言ぶりと、それから報道関係の実質関係について本人に確認いたしましたところ、潜水艦と私との間の距離は十メートルほどであった。と言いますのは、衝突直後のこととございまして、海に投げ出され海面に出た際に見たときの距離で、その後、潜水艦に向かつて助けてくれと叫びましたのはそれから三十秒もたってからということございます。また叫んだ回数も、当時は興奮しておりましたのではっきり覚えていないということでござい

関連して、西廣防衛事務次官並びに東山海防長の発言について伺います。

不幸な突発的事故の直後、なお救難作業や捜査が続けられ、情報も混乱しがちな状況下であったと思ひますが、七月二十五日の記者会見において西廣防衛事務次官が次のとく述べたと報道されました。

いざというとき命をかけて国民の命と財産を守るのが自衛隊だ。救命胴衣をつけて飛び込むぐらいの気概が欲しかった気がする。

この発言は、前後の経緯抜きで報道されたと思ひますけれども、事務次官が救難活動が不十分だった潜水艦の手落ちを認めたとして大きく報道され、また各方面で論議を招いたことは周知のことお

でもありません。同時に、防衛庁、自衛隊の特質上さらに重要なのは、三十万の自衛隊員に対しかたい信頼関係に立った統率の確立であります。國の平和と安全を守るために、有事に際しては危険を顧みず任務を果たすべき自衛隊にとって、統率の確立こそ命であります。

したがって、最高幹部の言動は常にそのことに留意しなければならない。特に今回のごとき異常事態における発言は、影響も大きく極めて重要であります。その点、苦しい立場に立たされたことは理解されますが、防衛次官の発言は、いささか軽率であり、誤解を与えるものであったと言わざるを得ない。同時に、海幕長の発言は、立場上当然であり、統率の本旨を貫いたものとして

（政府委員（山田隆英君））海上保安庁といたしましては、今回の事故直後、ただいま先生からお話をございましたような海上自衛隊の救助の状況についていろいろ新聞紙上等で批判がございましたので、それらの事実について捜査を行つたわけでございます。

投げ出されてから三十秒ぐらいたまると、そのころ「なだしお」は機関を後進としておりましたので、衝突直後から足しますとその間に相当距離が離れているということになりました、「なだしお」側が女性乗組員の声や姿を確認することは困難であったというふうに考えられるところでございます。

また、何人もの人が助けてくれと言いながら海の中に沈んでいったという証言がございますが、

りであります。また、東山海上幕僚長が事故直後の七月二十四日防衛庁で記者会見し、「なだしお」と第一・富士丸の衝突事故について、「なだしお」艦長、副長、哨戒長の報告に基づき状況を説明し、艦長は、規則ののつとてなし得る範囲で最善の努力をしたと思ふ。と述べたと言われます。

私は高く評価するものであります。
もとよりシビリアンコントロールの確立は重視
しなければなりません。しかし、シビリアンコントロールは、政治に対する信頼こそが根幹にある
と思います。それはまさに政治の責任であります。
アメリカの国軍は、困難なときには必ず大統領が来てくれるという絶対的な信頼関係があると
言われます。

以上の点について長官の御所見があればお伺い

したいと思います。

○政府委員(日吉章君) 大臣がお答えにならぬ前に、事実関係について補足をさしていただきたいと思います。

西廣防衛事務次官及び東山海幕長の発言は、委員ただいま御指摘のように、事故直後の混乱した状態におきまして報道関係者からの求めに応じて答弁をいたしたものでございまして、そのうちの一部がそれぞれ報道されたというのが事実でございます。それから、海幕長につきましては、ただいま委員も御指摘のように、事故原因につきましての意見を求められまして、部下であります船長等の報告に基づきましてその報告の事実関係を海幕長が申し述べたものでございます。

ところが、防衛事務次官につきましては、救助の活動状況につきまして感想を求められたわけでございまして、当時はまだ事故直後の混乱状態にございましたので、防衛事務次官には何名救助されたという報告はいたしておりましたが、どのようございまして、自衛隊といふものは、今先生解といたしまして、自衛隊といふものは、今先生おつしやられましたように、いざというときに身命を賭して国民、國家、国土を守るのが任務でありますから、そういう飛び込んでくれるということがあらまほしきものと思つておりますと、一般論としてそういう場合には飛び込んでくれることでございまして、次官は、ここは非常に慎重に飛び込まなかつたということではなくして、

その後、これが報道されましていろいろな反響を呼びました関係上、次官は再度記者会見をいたしまして、救助の事実関係を知つたが、その結果我が自衛隊も飛び込んで二名を救助しているとい

う事実がわかつた、士道いまだ衰えずという感を持っておりますとその後の記者会見で述べております。

したがいまして、内幕不一致とかそういうふうな観点は全くございませんで、それぞれの場所、それぞれの状況に応じまして、それぞれの責任者がそれぞれの事実関係あるいはそれぞれの考え方述べたものと理解いたしております。

○國務大臣(田澤吉郎君) 今事実関係を防衛局長から説明さしてのございますが、先ほど来お話をありますように、防衛庁は国の独立、平和、そして国を確保するという国家存立の大好きな役割を果たしているものでございます。したがいまして、これを果たすためには、防衛局長官は自衛隊三十分の先頭に立つてこの責任を果たすという使命を与えられているので、何としてもそういふ形で意思の統一を図つていかなければならぬ、こう思うでございます。

私は、ちょうど文藝春秋で山下艦長の「全告白」というのを読みましたら、あの中で「なだしお」潜水艦の隊員の方々が、私たちは精いっぱいやつたんだ、しかし随分怠った作業をしているという批判を聞きまして涙を流した連中が非常に多くつた、それで艦長がそのうちわかるよという発言よりできなかつたという記事を読みまして、こういう隊員の考え方というものを私たちが表現してやらなければならない。一隊員の考え方、一隊員の苦労といふものをそれ理解し合つて自衛隊全体、防衛庁全体が進むことが将来有事の折に役に立つ自衛隊になるものと思ひますので、そういう意味では、今防衛局長から御説明があつたように、いろんな前後の関係で誤解を招くようにも思われますけれども、常に防衛庁は一貫した考え方で進めておりますので、その点御理解いただきたい、こう思ひます。

○板垣正君 御心情はよく理解できました。

次に、マスコミの報道姿勢と当局の対応について申し上げたいと思います。

このたびの事件に対する一部マスコミの報道姿勢についてお伺いしたいと思います。

勢について、さきに挙げた見殺し発言の取り上げ方を初め、そのすべてとは言えないにせよ、余りにも一方的な自衛隊たたき、「なだしお」たたきに偏したのではないか、ミスリードがあつたのではないか。記事の中には、「なだしお」艦長が虚偽の発言をした、「なだしお」艦長の発言は虚偽と断定というふうな、そういう記事もございました。また、報道記事にとどまらず、社説とか論説にまで断定的な論評がしばしば見られた。テレビニュース報道についても同じであります。

もとより言論は自由であり、報道、言論の自由は民主主義社会の命であります。しかし、第四権力と言われるほどそれだけ大きな影響力のある報道の姿勢において、もっと良識と節度が必要とされるのではないか。率直な感想であります。関連して、当局の対応についても疑問を覚えます。

特に、調査に当たった海上保安庁筋は、しばしば潜水艦側にこの事案についてより重大な責任があると予断を与えるような海上保安庁筋の情報あるいはその筋の相当程度の高い意向というような形で報道された事実があつたと思ひます。

そういう点についてお尋ねいたしたい。

ここで想起されるのは昭和四十六年の零石事故のことであります。四十六年七月三十日、岩手県零石町上空におきまして全日空B727と自衛隊F-86Fの空中接触によりまして百六十二名のとうとい犠牲を出した大惨事がございました。当時マスコミは、自衛隊の飛行機が全日空の旅客機を爆撃機に仕立てて訓練をしていたというふうな、まさに自衛隊攻撃の大合唱が行わたることはなお記憶にあります。しかし、その後、裁判の過程を経て、むしろ旧式で速度の遅い自衛隊の飛行機に速度の速い旅客機が後ろから行つて追突したという事実が明らかにされたのであります。しかし、こうした報道によって裁判そのものが影響されなかつたかどうか。こういう懸念に立つて、この問題について海上保安庁官の御見解を承りたい。

○政府委員(山田隆英君) 私どもは、今回の事故

進めるという方針のもとに行つてきたわけでございます。

マスコミの報道に関連いたしまして、「なだしお」側の責任が重いのではないかというような報道がたびたびなされたわけでございますが、海上保安庁といたしましては、捜査の途中の段階で、どちらが責任が重い、どういう原因によるんだと

いつような捜査の結果に予断を与えるようなそれをいたしましては、報道関係者が個々に捜査の関係者等に接觸して取材をする、これは何としてもどちらが責任が重い、どういう原因によるんだとめるわけにはいきません。また、そういう段階で個々の取材を通じて報道側がそれをどういう解釈をされたか、それは私どもの承知していないところでございまして、それに基づく報道がなされたというふうに考えておりまして、私どもとしては、決して予断を与えるようなそういう発表ないしはそういう事実関係の情報を漏らすというようなことはしておりませんので、それは御了解願いたいと存じます。

○國務大臣(石原慎太郎君) なお補足させていただきますが、板垣委員御指摘のように、確かに捜査の最中に保安庁筋といふことでたびたび記事が出来ました。私、長官を通じて現場にそういうこと長官が説明申し上げたとおりでございます。

しかし、背後に非常に過剰なセンセーションナリズムを負つた、これは記者それぞれの個性、見識の違いによると思ひますけれども、つまり予断あるいは想定に基づいて質問をされる、これを肯定も否定もしなければ沈黙するわちそれはイエスという解釈で記事になるという、そういう行き過ぎというものはあったと私は思います。また、それが今日のジャーナリズムのまた一つの大きな問題であると改めて認識しております。

○板垣正君 次は、第一富士丸に関する問題点についてお伺いしたいと思います。

このたびの事故は衝突という不幸が始まりでは

い。

海上保安白書が出されたということで、私まだ拝見しておりません、新聞報道を見た程度でござりますけれども、海上保安庁が二十三年に差足して四十周年ということで、今回初めて「海洋レジャー時代への対応」ということでいろいろ白書に載せておられるということが報道されておりました。海洋レジャーがどんどん発達し多様化し、同時に海難救助の対象として昨年一年間でも四百九十七隻、全体の一八%を占め、二十六名の死者を出しているというようなこと、さらにこの安全確保について安全指導の徹底、小型船安全協会など関係団体の充実とか、いろいろな対策についても載せられているようございます。これはまさに時宜を得たことであろうと思います。

同時に、レジャーの位置づけであります。私は、あくまでレジャーはレジャーではないのか、レジャーを楽しんでいる船と仕事をしている船、これはやはり別でございましょう。だから、レジャーを楽しんでいる船は仕事をしている船には迷惑をかけない。シーマンシップということがこの間の緊急対策にも改めて言われる。石原運輸大臣はこういう海洋面においても非常に明るい詳しい方ですけれども、私は、そうした意味のマナー、相手が心配するような航路には近づかない、いわゆる船と船が見合いの関係になればまさに法律によつてこれは対等の権利を持つ、見合いに入った場合も法律に従つて行動するということは常識でしょう。しかし、見合いで入る前に、軍艦に限らず公共的な仕事に従事している船を避けるというふうな、言ってみればこれは海上だけには限らない、陸上においても社会公共的なマナーであり、ある意味における思いやりの心である。そういうことで、このレジャーのあり方についてはそういうマナーの徹底ということ、あるいは規制、海域を指定するとか、要するに、今お話しのとおり大変込み合った海域でございます。そういうところで例えば相模湾はクルーザーのような大きな船の基地にするとか、ヨットについても水域を定める

とかそういう規制をし、かつやはりマナーということについてもつと徹底していく必要があるんじやないかと思いますけれども、運輸大臣、専門家の立場でいかがですか。

○國務大臣(石原慎太郎君) いさかお言葉を返すようになるかもしれません、海というのは仕事を場でもあり、またレジャーの場でもござります。レジャーといふのは、遊びかもしれないけれども、働く人間にとつていろいろな意味で自分をリフレッシュする大事な方法あります、どちらがどちらにまさるということは私は決してないと思います。

ただ、私たちヨット協会も、あそこは交通の非常によくそうちたところなので、かつては東京湾をフィニッシュラインにするような国際レースも組んでおりましたが、これは自棄いたしました。しかし、幾つかのマリーナが東京湾にござりますから、これは、やはり自衛艦を含めて、仕事のための船であると遊びの船であろうと、互いに海上交通のルールを守ればよろしいことあります。

ちなみに、私たち相模湾でレースをしておりまして、あるとき葉山の港からスタートしまして三崎の口にかかりましたら自衛艦が隊を連ねてやつてしまひました。私の船はたまたま先頭を走つておりまして、非常に操作のしにくい帆を張つております。もししたら、ちゃんと自衛艦はルールを守つて旗艦が私たちと見合いの関係になつたときに転進をしてくれました。一番艦がまた一番艦と接触するようになつたら一番艦も回避してくれました。気の毒なことありますけれども、堂々たる陣容がそこで乱れまして、昔なら帰つてきら憲兵に引張つていかれてぶち込まれるかもしらぬと苦笑いしたんですが、私は、そのときに、海でレジヤーをする、小さな船に帆を張つて走つている私たちのシーマンシップを自衛艦が評価し敬意を表してくれたんだろうということで答礼の旗を上げて過ぎましたが、そういう関係が十分あり得るわけでありますから、自衛ということも結構であります。

○板垣正君 まあ御見解として承つておきます。官房長官にもおいでいただきましたので、基本的な点について承ります。

官房長官にもおいでいただきましたので、私は、自衛艦の位置づけということについて、基本的に法上の性格について承ります。

一九八五年に我が國も加盟しました公海に関する条約、これによりまして、自衛隊の船は国際法上は軍艦としての地位を認められ、自衛艦の国際法上の性格に関する長官指示も出されておる。外国におきましては、自衛艦はまさに軍艦として不可侵権を持ち、治外法権を持ち、自衛隊員は海軍軍人として遇せられると思います。

今運輸大臣もお話しございましたが、海上衝突予防法あるいは船員法、これらにおきましても、いわゆる船舶の定義といふものが定められておりまして、非常に操作のしにくい帆を張つております。水上輸送の用に供する船舟類といふ定義がなされているようございますが、果たしてこれが自衛艦なりあるいは特に潜水艦等がそのまま該当するのかどうか。あるいは、船員法において船長の義務が明記されておる。この船長の義務といふのに自衛隊の艦長の義務は一体準用されているのかないのか。艦長の任務は、積み荷もしくは乗客の安全を図ること、まさにそうでございまして、艦長は戦闘機能の維持、まさに自衛隊の艦艇は戦闘機能の維持こそが最大の艦長のまた務めです。

おきましては一般商船と軍艦との間の権利義務の区別をしていないところはない、と専門家が言つております。こうした問題について、やはり重大な検討課題として政府においても検討される必要があるんではなかろうか。

○國務大臣(小淵恵三君) 我が国といたしましては、当然のことながら法治国家でございますが、ただ先生御指摘のように諸外国におきましては、いわゆる軍艦と民間船との間には法的にも明確な差異があつて法律が定められているという御指摘でございます。

我が国におきましては、現在施行しております法律によりましてとともに国民のための任務を遂行しておるという立場でございますので、現時点においては現行法によつて事を処することが当然だらうと思いますが、さりながら、日本を除く他の国々においてさような立法がなされておるということについてはやはり勉強をしておいてもよろしいのではないかと、このように考えております。

○政府委員(山田隆英君) ちょっとただいまの軍艦の通航優先権について事実関係を補足させていただきたいと思うんです。私が今回事故にかかがみまして国際的に軍艦というものがどういふ位置づけにあるかということを調べてみたわけですが、少なくとも交通ルールに關しましては、国際的に見ましてもまた歴史的に見ましても、軍艦が単艦で他船に対して通航優先権を持つというルールは存在いたさないわけでございまます。

また、地域的に限定した形でのルールも存在しないというふうに承知をいたしております。

○板垣正君 その程度私も勉強しましたけれども、なおかつ、例え緊急事態における海上自衛隊の港湾出入の優先権、こうしたものは平時においても準備されなければならない、検討されなければならない問題であります。

のも見なければならぬと思いますが、我が國の憲法の建前は国民主権でございまして、国家主権を求めてはいないわけですね。從来は、国家主権と主権ということは最高といふことであります。國家が最高でしたが、今度の憲法には国民主権、国民が最高と、こうなっております。國連の方におきましてはまだその辺が明確ではございませんが、人類主権ということがまだ確立されておりません。國連では国家主権、こう言つて國を最高として議論をしております。そういううれがあるわけですね。

今日、人類としては、趨勢としましては将来は人類主権、人間が最高なんだということに持つていきたいんだけれども、現実のところではまだ國民主権の程度でとどまつておる國が相当多いし、なおまだ国家主権でとどまつておる國も相当多いという問題でございまして、そのところが正確に意識されていないために防衛構想を立てられる上にその点は大変に困難になると思ひます。しかし、少なくとも現在の方向は、国民主権から人類主権、人間主権という方向へ持つていくための努力がなされなければ人類の将来はないということは明らかで、これは学者皆そう言つております。先般、昔の最高裁の長官をやつておられた横田さんが演説をしておられるのを聞きましたが、あの人も、専ら人類主権を持っていかなければ人類の将来はないということを言つております。この問題はいいかげんに考へないで、やはり腹を決めて考へて将来の世界の軍事的なあり方、政治のあり方というものを決めていただかないと、せつかく武力はたくさん持つたけれども何の役にも立たないでむしろそれが害をなしたということでは困るといふうに思います。

そこで、現実の問題として、やはり脅威があるから防衛はやむを得ぬということはわかります。それはわかりますが、予備自衛官ということになりますと、これは、この思想は別に悪いとは申しませんが、はつきりと限度を決めて目標を決めて

やついていただかないと思ふのではないか。例えれば、我が國において予備自衛官を設けなければならぬような方面というのは何だらうかということがまずございますね。一休陸上自衛隊なのか、海上自衛隊なのか、あるいは航空自衛隊なのかと、どうがござりますね。一休陸上自衛隊なのか、海上自衛隊なのか、あるいは航空自衛隊なのかと、いう問題であろうと思います。航空要員が大変不足しておるという点につきまして、また航空要員は急速には充足できないという点におきましては、航空自衛隊の予備自衛官を設けるということも私は政策的には現段階では意味があると考えます。そういう点で、防衛庁ではどの程度のどの方面の予備自衛官というものを本腰を入れてやろうとしておられるのかという点をお伺いしたいわけですが、これはいかがんなことをされておったんだは、将来不安でありますよ。またむだ遣いになる。だから、やることはやつておいただくんだが、その辺のところの腹はどうなつておるんだということはやはり國民の前に明確にしておかなければならぬのではないかと思ひます。この点についてどうでしょうか、お尋ねいたします。

○政府委員(日吉章君) お答え申し上げます。

現在、自衛官として私どもが採用いたしております準備いたしております者は、防衛計画の大綱に基づきましてまさに基盤的防衛力を整備する要員として確保しているわけでございます。したがいまして、不幸にして一朝有事になりました場合に、持久戦になりましてもこれでも国土を完全に守り得るかどうかという点はこれまで別の問題でござります。そのときには、委員ただいま御指摘のように、まさに国民主権の考え方方に立ちまして

しかしながら、先生もただいまおつしやられましたように、まさに国家主権と先生おつしやられた意味が必ずしも私正確にわかりませんが、先生のお言葉に従いますれば、国家主権ではなくしておいておやということでござります。それでは予備自衛官にはどのようなものを予定しているのかということでござりますが、委員ただいま御指摘になられましたような例えれば航空自衛隊のエットパイロットというようなものは直ちに予備自衛官をもつて充て得るというふうなものではございません。したがいまして、こういうふうな特殊、高度な技術、技能、能力を要する者はやはり常時自衛官として養成しておく必要があるうかと思います。ところが、それらの本来の自衛官が第一線に出ました後の後方警備要員となるいはそれを支援いたします要員とかあるいは基地を防空するための要員、これらも後方警備要員に広い意味では該当するのかと思ひますが、こういう種類の、どちらかといいますと後方におきまして警備をするあるいは支援をする、こういうふうな要員として予備自衛官制度というものを活用していくことがよろしいのではないかと、かようになって考へている次第でございます。

○飯田忠雄君 ただいまの御答弁を拝聴いたしておりまして、私の申し上げました言葉の意味が大変違つた方向に御理解を願つたということで、これは私の言い方が悪かつたかなと思っております。

私が申しました國民主権ということは、國民が最高なんだ、つまり國民よりも國民が上にある。あるいは、こういふ例を申し上げて悪いですが、國の総理大臣とかあるいは象徴であられる天皇とか、そういう國のどの機関よりも國民は上なんだという意味で、國民主権です。その國民主権の國民を代表するのが國會議員と、こうなつておりますので、それは國會議員よりも國民の方が偉い。主

權といつたら最高で、これ以上のものがない。昔は神様が一番最高でしたが、今はもう神様じゃなくて國民が最高だと、そういう意味の主権なんでお言葉に従いますれば、国家主権ではなくしておいておやということでござります。それでは予備自衛官にはどのようなものを予定しているのかということでござりますが、委員ただいま御指摘になられましたような例えれば航空自衛隊のエットパイロットというようなものは直ちに予備自衛官をもつて充て得るというふうなものではございません。したがいまして、こういうふうな特殊、高度な技術、技能、能力を要する者はやはり常時自衛官として養成しておく必要があるうかと思います。ところが、それらの本来の自衛官が第一線に出ました後の後方警備要員となるいはそれを支援いたします要員とかあるいは基地を防空するための要員、これらも後方警備要員が日本が最高なんです。アメリカは下なんです。それが國家主権です。

そういう國家主権的な考え方では世の中がうまくいきませんので、したがいまして人間主権というここに國連は持つていくべきだという考え方で、それが反対すれば反対なんです。それが最高なんですね。アメリカ合衆国と比べてどつちが上かといったら、日本の立場から見て、それが反対すれば反対なんです。それが最高なんですね。アメリカは下なんです。それが國家主権です。

そういう國家主権的な考え方では世の中がうまくいきませんので、したがいまして人間主権という考え方で、それが反対すれば反対なんです。それが最高なんですね。アメリカは下なんです。それが國家主権です。

そこまで考へておる限り、これは話がつかない、世界はよくならない。だから、人間が最高だということで、國連に参加しておる國家は人間の幸せを願うためにはすべてを犠牲にし、最も人間の幸せを願うようやるんだという考え方、これが人間主権という考え方でございまして、そういう考え方の方向に今世界の大勢を何とかして持つていいこうという努力がなされておるわけでございます。それは実現しておませんが、今、学者の間で行われておるわけでございまして、不幸にしておる限り、これは國連が國家主権でやつておる限り、これは日本が最高なんですね。アメリカは下なんです。それが國家主権です。

そこで、この予備自衛官というものを私は頭から否定するものではございませんが、置くなら置くで國民が納得する部面に置くということが必要でないかということです。例えば、考え方として防衛庁のお考えと私と少し食い違いましたのは、ただいまの御答弁では、パイロットのよう

なものは専門的だからこれは自衛隊の方で持つてお備自衛官にはしない、こういう御見解でございました。

それも一つの考え方かもしれません、せつかく予備自衛官制度を設けるなら、そしてそこへ國家予算を組むということありまするならば、やはりパイロットといふものの養成もやりまして、そのパイロットを予備自衛官として保存するという方方が本筋ではないか、こういうことを申し上げたんです。

そして訓練の問題ですからなんですが、これららの本当の専守防衛、先ほどもおっしゃいましたが、専守防衛といふものあり方というものは、決して大部隊を組んで日本の国内で戦うことではないのです。これは日本の近海において戦うとしても、大部隊でやるということはまずないだろ。一つの戦闘機で相手の戦闘機一つを倒す一対一の戦い、敵が上陸しまして国内で戦うことでは一人が一人を倒す、百万人上陸したら百万人の軍防衛はそういうものになります。殊に専守防衛の形で怖いのは、国民を巻き込んだ戦いになりますから、そういう点をよく御理解願つて防衛訓練なり防衛体制を考えておいていただきたいと大変なことになると思います。ちょうど沖縄戦における沖縄の状態がそうであるし、前の戦争の末期における満州の状態がそうです。あれは専守防衛なんですね。あの結果どうものほんとに悲惨であったかということを頭に置いた上で御検討を願いたい。それで、予備自衛官を設けられるなら、そういうときに役立つ予備自衛官でないと困るではないかということを申し上げたわけでござります。

こういう点についてどのようにお考えでしょうか。

○政府委員(日吉章君) 委員の御見識は一つの御見識として承らせていただきたいと思います。

ただ、私どもいたしましては、絶対的にパイロットは予備自衛官として採用しないというような意味ではありませんで、相対的な比較の問題として御理解賜りたいと思うのでございますが、現在の高度に技術化されておりますパイロットの練度を常時維持しておくためにはやはり當時訓練をしておかないといけないというような、その技量を維持するためのコストというものはかなりかかるのではないかと思います。そういう意味では、事柄の性質上、予備自衛官をもつてこれに直ちに充てるというようなことは、相対的比較の問題としては珍しいがたいのではないかというような感じがいたしております。したがいまして、例えまでもございますが、パイロットのようなものにつきましては自衛官として充足しておきまして、それらのパイロットが平時におきましては後方部隊においても有事におきましては第一線に出ていきました場合に、その後を埋める意味での後方警備あるいは後方支援というような要員を予備自衛官もつて充当するというふうなやういふ、近づきやすい手法ではないか、かよう考えているわけでございます。

それから、専守防衛についての御意見をちょうだいいたしましたが、私どもは、日本のよくな非常に狹隘な国土におきまして、なおかつある一定の都市にいろいろな機能が集中しております地理的条件にあります我が国土におきまして、着上陸攻撃がなされた場合の防衛といふものが極めて困難であり、かつ委員のただいまのお言葉をかりますれば悲惨な状態を招きかねないという点は非常に危惧しているところでございます。

したがいまして、若干論点は離れるかもしませんが、私どもの防衛構想といたしましては、とにかく着上陸攻撃をさせない、それを阻止する

これが法律で決められておる部隊、それから政令で決められておる部隊、いろいろあると思いますが、いろいろ防衛庁の方でお出しになったこの資料を見ますと、よく「その他の直轄部隊」という名前が出てまいります。部隊設置につきまして長官がお決めになる規定はよくございますが、これは白紙委任をされておるというものになりますとちょっと困ることになるのではないかと思われます。

それで、長官に白紙委任をされているというふうに誤解を受けるような部隊、これにつきましてはどのようになっておるんでしょうか。

○政府委員(依田智治君) 自衛隊の部隊の組織編成につきましては、非常に基幹的な部隊というものは自衛隊法自体に規定してございます。陸上で言ふならば、十条以下に陸上の組織、十五条以下に海上自衛隊の組織、二十条以下、今回御提出いたしております航空自衛隊の組織、その中に直轄部隊というのがござりますが、さらにこれに規定していないものについては二十三条で政令に委任させておるわけでございます。また、この規定を受けまして、直轄部隊を構成する部隊及び直轄部隊じゃないけれどもいわゆる重要な基幹的な部隊、それがどうもわからないのですね。「その他」というのはどの範囲なのか。一つのことは決めてあって、あと「その他」でしよう。例えば保安管制気象団とのコントロールがきくようになつておるという意味だらうと思います。

そこで、防衛庁の部隊の組織で「その他の直轄部隊」というように「その他」という言葉で表現されておりまして、どこまで伸びていくやらどうもわからぬのですね。「その他」というのはどの範囲なのか。一つのことは決めてあって、あと「その他」でしよう。例えば保安管制気象団といふのがござりますが、それに保安管制気象団司令部、保安管制群と、こうあります。それから、気象群といふのもございますね。その次に「その他の直轄部隊」とありますて、「その他の直轄部隊」ということで決めておきますと、この内容が常に変わることになります。それから、長官の思いつきでぐるぐる変わつていく。ということは、自衛隊の中に相当の知恵者の人がおられる長官の名前で変えてしまうこともできる。こういうふうになるとシビリアンコントロールというものが怪しくなるのではないかという疑いを持つ人があるんですね。

この点はいかがでしようか。

○政府委員(依田智治君) シビリアンコントロールにつきましては、私どもは、やはり国権の最高機関たる国会というもののコントロールを得ると

それで次に、自衛隊の部隊設置の問題ですが、状態ではないというように理解しておるところでございます。

○飯田忠雄君 これも一つの言葉の理解の仕方かと思いますが、シビリアンコントロールという言葉がございますが、シビリアンコントロールというのは、これは国民主権の我が国の憲法上からいいますと主権者である国民の代表がコントロールする、こういう意味ではないか。シビリアンといいましても何のことか本当はわからぬのですね、この言葉 자체は。それをどう理解するかの問題ですが、その場合に、国民主権制の憲法下においてはシビリアンコントロールというものは主権者である国民の代表、少なくとも国会議員で、大臣であられる方はもちろん含みますが、そういう人たちのコントロールがきくようになつておるという意味だらうと思います。

そこで、防衛庁の部隊の組織で「その他の直轄部隊」というように「その他」という言葉で表現されておりまして、どこまで伸びていくやらどうもわからぬのですね。「その他」というのはどの範囲なのか。一つのことは決めてあって、あと「その他」でしよう。例えば保安管制気象団といふのがござりますが、それに保安管制気象団司令部、保安管制群と、こうあります。それから、気象群といふのもございますね。その次に「その他の直轄部隊」とありますて、「その他の直轄部隊」ということで決めておきますと、この内容が常に変わることになります。それから、長官の思いつきでぐるぐる変わつていく。ということは、自衛隊の中に相当の知恵者の人がおられる長官の名前で変えてしまうこともできる。こういうふうになるとシビリアンコントロールというものが怪しくなるのではないかという疑いを持つ人があるんですね。

この点はいかがでしようか。

○政府委員(依田智治君) シビリアンコントロールにつきましては、私どもは、やはり国権の最高機関たる国会というもののコントロールを得ると

憲法上は国会のみならずさらに行政権というか内閣、そういう面からもいろいろ規定がある、そういうのを総合して昔のような軍部独走というような形にならないようなコントロールというのが具体的に現在におけるシビリアンコントロールではないか、こう考えておるわけでございます。それで、長官に委任しておるということになるべくぐるぐる変わることやないかということでござります。

組織というのはそんなにぐるぐる変わっていたら、これは、実際上、運用上困るわけでございまして、そなうかといってすべてを法律なり政令で規定するということになると非常に硬直する傾向があるわけでござります。一定の安定性を持つつも運用上ある程度の柔軟性を確保するということで、組織というのは法律事項、政令事項、その他規則事項、訓令事項等に分かれておるわけでございまして、私どもの現在やつておるこのやり方といふのはシビリアンコントロールに非常にもとるというようには考えておりません。

例えば、直轄部隊等では、陸の場合ですと第一ヘリコプター団とか通信団、警務隊、中央資料隊、中央調査隊、こういったのが直轄部隊として長官が定めておるわけでございますし、その他長官の定める部隊として師団の偵察隊とか補給隊、こういうようなものは必要に応じてそれぞれの部隊に置くという形になつておるわけでございまして、全体として十分国会なり内閣、政府等のコントロールはきいておるというように解釈しておるわけでございます。

○飯田忠雄君 これもちょっと誤解があるかも知れませんけれどもお尋ねをいたしますと、現在の組織では保安管制気象団といふものの下にやはり「その他の直轄部隊」、こうなつております。もちろん、直接の直轄部隊としましては、航空教難団とか航空実験団とか航空教育団とかその他の直轄部隊とかいったようなものは、法律で決められた部隊と並んで長官のものとして決められておりまます。これは長官が直接決められたということです。

わかりますわね。ところが、保安管制気象団という団のその下の組織として「その他の直轄部隊」、こういうふうに書いてありますと、それはもちろん長官まで最後は決裁をとる場合は行くんですけれども、決裁をとるから全部いいんだということであるなら、なぜ「その他の」というのを並べて書かれなかつたのかという疑いが生ずるんですね。が、この「その他の直轄部隊」というのは今度の改正案では飛行点検隊という名前に変わるわけでござるが、その辺のところがどうも明確でないわけですが、その辺のところがどうも明確でないわけですが、政令で委任して命令で決めた、それに並べて長官の直轄部隊といふ、また政令よりも別のものとして長官がつくるということを意味するんではないかと思われますね。どうもそうなると「長官直轄部隊」というふうに法律で書いてあるもののはかに、法律で決めた団体の下の直轄部隊といふものは長官がまた決めることができるということになりますと、なぜそんな複雑なことにしなければならないかという疑いが生ずるでしよう。下に持つていかぬでも上に出せばいいことですからね。そういう点はいかがですか。

○政府委員(依田智治君) 現在直轄部隊だけで二十三だつたと思いますが、法律で決めた団体の下の直轄部隊といふものは長官がまた決めることがあります。法律で決められないような変動的なものは政令に法律が委任する、こうなつておりますから、その政令に委任したことを国会の方で報告をばならぬかという疑いが生ずるでしよう。下に持つていかぬでも上に出せばいいことですからね。そういう点はいかがですか。

○飯田忠雄君 ちょっとくどいことになつて申しわけないです、法律で自衛隊の組織を決めてあります。法律で決められないような変動的なものは政令に法律が委任する、こうなつておりますから、その政令に委任したことを国会の方で報告を聽取すればいいことですからそれはいいですが、そのほかになれば、法律にもよらない、政令にもよらない長官の直轄部隊といふものを見けるようないかねでも部隊はふやせるではないかという疑惑が生じる。それに對して国会は何ら干涉できない。法律でもって長官の直轄部隊ができるといふふうにしてしまつたからいいではないか、こうなつたことはなりまして、法律に書くとどうもちょっと国会を通りそうもないといふものは全部直轄部隊といふことでやつてしまおう、そういう疑いが生ずるでしよう。

そういう点についてはどのようにお考えになるでしょうか。

○政府委員(依田智治君) 直轄部隊と一言で言いましても非常に大きいものから小さいものまであります。二十三が十五になつてますが、この十五が全部法律に規定してあるわけではないといふように考えております。

○飯田忠雄君 私が御質問申し上げましたのは、現行組織で航空教難団といふのがございますが、この航空教難団は今度の改正案によりますと航空支援集団の中に設けられることになります。それから、航空実験団といふのは航空開発実験集団の中に設けられる。こういうふうに類別されいくわけですが、その場合に、航空総隊とか航空支援集団、航空教育集団、航空開発実験集団、この四つのものは従来の現行組織にはないものもありますので、こういうものについては法律改正を行つて公布されるのか、こういう質問をしたんであります。

○政府委員(依田智治君) 法律改正の中、これまで航空総隊、飛行教育集団、輸送航空団、術科

コントロールは全うできるのではないか、こんな判断をして現在の規定体系になつておるわけでござります。

この点につきましては、法案等を出す段階におきまして内閣法制局等とも十分詰めまして、現状の規定方式をおおむね踏襲してやることで十分シビリアンコントロールの機能も確保できる。こういうようなことで私ども出しておるわけでございまして、御了解いただければありがたいと思います。

○飯田忠雄君 ちょっとくどいことになつて申しわけないです、法律で自衛隊の組織を決めてあります。法律で決められないような変動的なものは政令に法律が委任する、こうなつておりますから、その政令に委任したことを国会の方で報告を聽取すればいいことですからそれはいいですが、そのほかになれば、法律にもよらない、政令にもよらない長官の直轄部隊といふものを見けるようないかねでも部隊はふやせるではないかといふ

詳しく述べておませんが、航空総隊、航空支援集団、航空教育集団、航空開発実験集団、こういうふうに四つものが出ておりまして、従来の長官直轄部隊といふものもその中へ吸収されるよう組織が編成されるように書いてある図を見たのですが、これは全部法律事項にされるという意味でしようか。

○政府委員(依田智治君) 法律では二十条に規定してございますが、航空支援集団、航空教育集団、航空開発実験集団といふようなものとまとめたが、その主なものを規定してござります。したがいまして、今、基幹的なものは法律で規定しておる

ということです。これまで二十三がございましたが、二十三が十五になつてますが、この十五が全部法律に規定してあるわけではないといふように考えております。

○飯田忠雄君 私が御質問申し上げましたのは、現行組織で航空教難団といふのがございますが、この航空教難団は今度の改正案によりますと航空支援集団の中に設けられることになります。それから、航空実験団といふのは航空開発実験集団

の中に設けられる。こういうふうに類別されいくわけですが、その場合に、航空総隊とか航空支援集団、航空教育集団、航空開発実験集団、この四つのものは従来の現行組織にはないものもありますので、こういうものについては法律改正を行つて公布されるのか、こういう質問をしたんであります。

○教育本部、補給本部、保安管制気象団、こういうのが法律事項として規定してありましたものを、今回の改編によりまして、航空総隊はそのままでございますが、航空支援集団、航空教育集団、補給本部、航空開発実験集団、この五つを法律事項として固めて改正案として出さしていただいたと いうことでござります。

○飯田忠雄君 今度の防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案の中にこれを書いておられるわけですね。

○政府委員(依田智右吾君) そのとおりでございま

かと思いますが、従来の航空自衛隊の骨幹組織には相対的に長官直轄組織が多くございまして、なおそれらが相互に関連し合うものがそれぞれ独立した組織になつております。そういうふうな問題点がございましたので、この際調整を行いまして組織の合理化効率化に資するとともに、新たなる装備等の高度化複雑化に対応し得るような組織をつくり上げたい、かように考えた結果でござります。

された、その場合にどう対処するかという考え方の自衛隊というものが構想され、訓練され、成されていなきやならぬ。そうでなければ遊びすぎないと私は考へるんです。

それから、海上自衛隊につきましても、我が國の領海を守るという形の海上自衛隊であるなら、海上自衛隊と我が国の沿岸防備といふものとは、体をなしたものとして編成をされていなきやならぬと思います。太平洋の真ん中で戦う防衛戦争、いうものはまずないと考えていいわけですね。(二月十九日、四月二十日、五月三日、六月三日)

解放軍のを放映しておきました。あそこの陸軍は体当たりです。一人が一人によつかっていってやつけるという訓練を毎日やる。中国は外に出ていく軍隊ではありませんので、自分の國を守る軍隊、國內で戦う軍隊だからそういう訓練をしておるわけであります。

そういう点におきまして、自衛隊というものは外に出ていく軍隊じゃなくて我が國の中で守る。それこそ中国で言う人民解放軍、これは軍と言ふても侵略用の軍隊じゃない。そういう観点から

○飯田忠雄君 航空自衛隊につきましては改正案を拝見しまして大体理解をできたわけですが、海上自衛隊とか陸上自衛隊につきましては改編をなさる法律改正をされる御意思はないのでしょうか、お尋ねします。

○政府委員(日吉章君) 航空自衛隊につきましては、ただいま私どもの方で御提案申し上げておりますように法律改正をいたしまして、骨幹組織の再編整備を図ろうとしているわけでございまが、それ以外の陸上自衛隊、海上自衛隊でございますが、いずれも我々は効率化を絶えず図つていますが、いざれも我々は効率化を絶えず図つていかなければいけないという考え方を持つてござい

（日露戦争）は續いて余る必要がない。これが從前より我が國の専守防衛が本当にできるのかという点につきまして、戦争が起らなければ私は結構だと思いますが、これから本気になって起こる戦争といふものになりますと、本氣の戦争に対応するためにはどうも戦術、戦略的に古いのではないかといふ気がしますがね。

大部隊で、部隊と部隊との戦いというのはこれは大陸における戦いで、外國へ攻めていってやるならないですよ。日本の國へ外國が入ってきて我が國が分断されてしまったという状況においての戦いですからね。まあ仮想敵国としてどこを考えておられるかわかりませんが、仮想敵国が北海道だけを占領したり九州だけを占領したりといった

ハリカが我が国を攻めない限り、太平洋の真ん中の戦争はない。ありますのは、アメリカ以外の国が我が国を攻める場合ですから、おのずからどの海が戦場になるかは想像がつくわけです。そういうところに即応する海上自衛隊であるのかどうか。我が國を守るという専守防衛的な海上自衛隊の組織、艦艇訓練であるのかどうか。そういう点は私は反省をすることが必要だと思います。

アメリカは外国に出て、いつに戦う部隊です。アメリカの海軍は、太平洋も通つて世界じゅうの左へ行って戦う部隊でありますから、そういう部隊と我が国の海上自衛隊は一緒にならない。我が国は部隊、海軍ではないのです。我が海上自衛隊は、海軍ではなくて、我が国の海に入つてくる敵を撃破するだけの、本当の純粹の意味の防衛隊でござ

國のうつり隊員は、海陸空軍の士官たる私たちは、少しがく食に考へる必要があると思う。しかしながら、そんなに神経質にならないで将来を見通した朗らかなものにしていくということも必要であろうと思う。

以前、私は、オリンピックで全部金メダルを取れるよう自衛隊員を訓練しろということを申し上げました。そういう自衛隊員であつて初めて日本の内戦争を戦える、そういうふうに考えるわけです。こういう余分なことを言いまして申しわけないですが、そういう観点からきょうは実は質問したんです。御了解ください。

それから、一つ御質問を申し上げるのを忘れていました。

それは、予備自衛官で民間委託をなさるということをちょっとと聞いたんですが、民間委託はどうぞ

例えば、陸上自衛隊につきましては、現在併内で陸上防衛体制研究会というのが設けられておりまして、そこで部隊編成のあり方等につきましても検討を行っておりますので、その検討結果次第によりましてはあるいは組織の改編が必要とするような事態になるかとも考えられます。

海上自衛隊につきましては、現在のところそれほど明確な問題意識は持っておりませんが、いずれにいたしましても合理化の目は絶えず持つていいなければならない、かように考えております。

今回航空自衛隊の改編をお願いいたしましたのは、航空自衛隊の装備等が著しく高度化複雑化いたしましたのに対応するとの、もう一つは、たまたま官房長からの御答弁でもおわかりいただけた

よくなっそんの戦争は考えられないんです。本気に
なって相手の国が戦争をするというときは世界最
終戦です。もちろん世界じゅうを巻き込んだ戦争
でございまして、我が国を占領しなければ戦争に
負けるということがあるから戦略上、戦術上占領
するんですけど、そのときは全部占領しなかった
ら意味がないんです。例えば、現在アメリカと安
全保障条約を結んでいますから、アメリカが来れ
ないようにするという目的で占領するなら話はわ
かりますよ。そうでないなら占領する意味がない。
占領する意味がないような占領の仕方は、これは
私はやらないと考えるべきだと思います。

そうすると、陸上自衛隊において防衛するとい
う以上は、我が国が四方八方から上陸されて分断

いますね。防衛隊の装備とそれから海軍の装備と、いは、そういう意味においては違つてくるし、訓練も違つてくると思ひます。航空自衛隊にしても、これはもう敵の飛行機を排除するということに重点を置いたものになつてしまふからね。この場合も、沿岸防備と空の防備といふものは一体のものであつて、戦う以上は一体のもので切り離さない。私は、将来、二十一世紀は人の主権、人類主権というものが必ず確立されると確信します。したがいまして、余り神経質にはなりませんけれども、それまでの間に侵略されるということが本当にあらばそのときの侵略というのも具體的に頭に描いて訓練しておく必要があると思います。

いうふうな形でおやりになるのでしょうか、お尋ねします。

○政府委員(日吉章君) 先ほども御答弁申し上げましたように、予備自衛官制度の再検討につきましてはまだ緒についたばかりでございまして、具体的な構想をお話しうる段階ではございませんが、委員ただいま御指摘のような問題意識がないことはございません。

その問題意識を一つの例で申し上げますと、例えれば、私どもの装備の修理等を自隊で行っている部分と民間企業に発注をいたしまして行っているようなものとがございますが、それが、平時の態勢として民間に発注している部分が多くなればそれの方が合理的だというようなことになりました

のような場合に、もし有事の場合にそれらの民間企業あるいは民間企業に従事している職員の方々がそのまま有事態勢におきます防衛庁の装備の修理等に対応してくれるような仕組みというようなものがあれば一つのあり方ではないか、こういうふうな問題意識はございます。

したがいまして、今申しましたのは一つの例でございますが、そういうような問題意識等も頭にござりますが、そういうような問題意識等も頭に置きながら今後検討を進めていきたい、かように考えております。

○飯田忠雄君 では、最後に一つ御質問申し上げます、「日本の防衛」というのをいただきまして拝読いたしました。それで、「日本の防衛」という本の中に「防衛改革委員会」という項が設けてあります。

それでは、防衛改革の内容の中で、海上防空の研究またはその検討もなされるようと思われますが、これはどういう方法でどの程度の研究をおやりになるのでしょうか。

○政府委員(日吉章君) 本研究会ではこれまで海上交通の安全確保を図る場合の海上防空のあり方について検討を行つてきておりましたが、それにつきましては、近年の航空機の性能が向上したり射程の長いミサイルが出現したりしましたことを考慮いたしまして、各種の装備を組み合わせることによりまして、こういう状況に対しまして効率的に対応していくける海上防空のあり方を検討しているわけございます。

現在までの検討の経緯を申し上げますと、幾つかのフェーズに分けて検討いたしておりますが、早期警戒監視機能という面ではOTHRレーダー、あるいはまたミサイル発射母機対処機能といふような観点からは要撃機と早期警戒機を組み合わせては護衛艦の対空ミサイルシステムのインターフェースとの性能向上、そういうようなものがそれを効率的ではないか、かような検討成果が得られております。

これらの検討成果の途中経緯を踏まえまして、

あるものにつきましては予算化を図っているところでございます。

○飯田忠雄君 この防衛改革委員会というものとこのたびの組織改編との関係はございましょうか。つまり、防衛改革委員会で御研究になつたその後の結果の組織改編なのか、また将来そういうことも起こつてくるのかということですが、どうでしょうか。

○政府委員(依田智治君) 防衛改革委員会は六十年五月以来ずっと研究をやつてゐるわけでございますが、業務監査小委員会、海上防空空体制研究会、それに陸上防衛態勢研究会と自衛官人材育成・確保研究会といふ四つの委員会でやつております。そして、直に法律改正等と結びつくわけではございませんが、そういう中でどうしても必要とされるものが出てくればそれは法律改正に持つていくこともございます。

ただ、今回の航空自衛隊の骨幹組織の改編といふのは、必ずしもこの防衛改革委員会の成果と直に結びついたものではないというように理解しております。

○飯田忠雄君 時間が来ましたから終わります。

○委員長(大城眞順君) 午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午後零時三分休憩

○委員長(大城眞順君) ただいまから内閣委員会午後一時開会

○委員長(大城眞順君) ただいまから内閣委員会午後一時開会を再開いたします。

休憩前に引き続き、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

○久保田真苗君 まず、けさの新聞に出でました

あるわけですね。何かこれは大変込み入ったお話を伺うに拝見するんだけれども、この事実関係を外務省からお聞きしたいと思います。

○政府委員(藤井宏昭君) お答え申し上げます。お聞きして詳細なる事実関係を申し上げる段階ではございませんけれども、昨年の三月に外務省を退官いたしました和田元理事官が、ジュネーブ代表部に在勤中から他人の資金を集めて私設のファンドを開設して資金を運用していた、その勧説を受けてまで外務省の二人の大使を含め若干名がそれに資金の運用を頼んでいたということは事実のようでございます。

○久保田真苗君 私、先日の本会議でも竹下総理に質問したんですが、今政治家、公務員関係の不祥事が非常にたくさん続発しておりますね。それはここにおいての防衛庁長官のおひざ元でも起っていますし、また外務省国際協力事業団でもこういうことがまだ忘れられないという、そういう段階なんですが、これは事業団の職員がコンサルタント会社とちょっと癒着していたといふような問題から一気に城を抜いて外交官しかも特命全権大使といったような方が絡んでいるというになりますと、これはいよいよ今の政治と、いうものが大変な金権政治で、そのもとで公務員も非常に安易にこういった公務員にあるまじき行為に走っているのではないかということを本当に心痛する次第でございます。

それで、財テクそのものにつきましては、確かに公務員も財テクを禁じられているとは思わないんです。財テクそのものがすべて悪だというふうなことは、財テクそのものがすべて悪だというふうなことは、財テクそのものがすべて悪だというふうなことは、財テクそのものがすべて悪だというふうなことは、財テクそのものがすべて悪だといふふうに思っています。

○久保田真苗君 もしそういうことでござりますと、例えば九十九条「(信用失墜行為の禁止)」といふものもあるわけでございまして、こういうものにも該当する可能性があるわけでござります。

○政府委員(藤井宏昭君) 確かに九十九条には「職員は、その官職の信用を傷つけ、又は官職全體の不名誉となるような行為をしてはならない」

ということがござります。この解釈について、外務省として現段階で和田氏の行為につきまして具体的な、何と申しますか、嫌疑と申しますか、そういうことを云々する段階ではないと思ひますが、少なくとも職務専念義務には抵触する可能性が強いというふうに感じております。

○久保田真苗君 さつきお二人の大使もこれに絡んでいるというお話をございましたんすけれども、この理事官の行為を例えただ傍観していたというだけではどうもなさそうなんです、この報道によりますと。それに便乗してたということですから、その中身を御存じないはずがないわけですね。そして国家公務員法の職務専念義務あるのは私企業からの隔離ということについても十分に御存じのはずの方がどうしてこういうものに絡まれたのか、私はその辺が本当に不可解なんですが、官房長はどういうふうにごらんになるんでしょうか。

○政府委員(藤井宏昭君) 一人の大使は、お一人

は当時アルジェリア、もう一人はザンビアにおつ

たわけでござりますけれども、ジエネーブにおき

まして和田氏がこのファンドを運用するといふこ

とで勧誘を受けまして、その運用を依頼しておつ

たということでおございまして、したがいましてこ

のファンドを運用しておつたわけではございませ

んで、和田氏の直接あるいは間接の依頼によつ

て、お二人から今日と申しますか、けさ聴取

したところによりますと、一人とも、少なくとも

数の知人同士で私があなたにかわって運用してあ

げましょうという話であつたといふように印象を

受けてそれで資金の運用をお願いしたといふう

に申しております。

そういうことでございましても、我々といだし

ましては、いかにもうかつであり、これは極めて

残念であるというふうに考えております。

○久保田真苗君 遺憾で残念だということでおざいますからそれはもうわかつていただいているとは思ひますが、今おつしやった中に、和田氏の行為とお二人の大使の行為とはかなり差があるとおっしゃられたんです。

私は、このお二人の大使はただ自分のお金預けたということ以外に和田氏に対して上司としての監督責任があつたんじゃないでしょうか。

○政府委員(藤井宏昭君) 上司としての監督責任

ということ自体、非常に厳密な意味でこれを解釈

いたしますと、このお二人は和田氏の上司ではない

す。すなわち、位においてははるかに上でござい

ますけれども、和田氏はジエネーブの国際機関代

表部に所属する理事官である、二人の大使はアル

ジェリアの大使でありザンビアの大使であるとい

うことでおございますから、指揮監督責任あるいは

その権限等を持たないということは明確であると

思います。

しかしながら、外務省におきますと大使とし

て、はるか後輩の和田氏に対する一般的な意味で

の指導と申しますが、そういうものがあり得たか

どうか、これは今後さらに事実関係の究明の中で

検討していくことになります。

○久保田真苗君 外国への投資というのは、一般

の人に制限されているのではないかと

思ひますか。

○政府委員(藤井宏昭君) ただいまの先生の御指

摘につきまして、これはただいま外務省だけで有

権的に解釈できませんので、関係のところに法律

解釈を照会しておるところでおございます。

○久保田真苗君 それでは御照会の結果を教えて

いただけますね。

○久保田真苗君 その御本人は、もう六十二年の

三月に辞職されたとおっしゃいましたですね。

そのときにこれはもう外務省ではおわかりにな

ついてこういう結果になつたのか、そしてこの

辺を聞かせていただけますか。

○政府委員(藤井宏昭君) 和田氏は六十二年三月

七日付をもつて辞職したわけでございますけれど

して一定の特権あるいは義務の免除を与えておる

わけでございます。その義務の免除、これを外交

特権と一般に申しておりますけれども、それにか

わりまして外交官にある種の義務を課しておるわ

けでございます。例えば四十一条「特権及び免除

を害することなく、接受国の法令を尊重すること

は、特権及び免除を享有するすべての者の義務で

あります」。それから、本件に特に関連があると思

いますのは四十二条で「外交官は、接受国内で、

個人的な利得を目的とするいかなる職業活動又は

商業活動を行なつてはならない」という規定

がござります。

本件とのウイーン条約四十二条との関連を申

し述べますれば、ジエネーブにおきまして当時の

和田理事官は外交官として一定の外交特権を享受

しておつた。それの見返りと申しますか、ウイー

ン条約上の四十二条によりまして「いかなる職業

活動又は商業活動を行なつてはならない。」と

いう義務を負つておるわけでござります。

この「商業活動」というものは何かということ

については、いろいろな学説、議論があるところ

でござります。例えば、自分自身で株を買ってい

わゆる財テクをするということはこれに入らない

。それから、講演などをして妥当な講演料をい

ただくということもそれには入らないということ

でござりますが、この和田氏のケースにおきまし

ては、知人の間ではあれ他人の資金を集めて、一

つのサークルということでござりますけれども、

それを運用したということにおいてこの「商業活

動」というものに触れるのではなくらうかといふ

疑いもあるかと存します。

○久保田真苗君 この御本人は、もう六十二年の

三月に辞職されたとおっしゃいましたですね。

そのときにこれはもう外務省ではおわかりにな

ついてこういう結果になつたのか、そしてこの

辺を聞かせていただけますか。

○政府委員(藤井宏昭君) その辺を聞かせていただけますか。

も、辞職願は三月一日に出でております。その理由

は民間企業へ就職するためとということでおございま

して、自発的退職ということでおございます。

なお、本件の和田氏がこのようなファンドを運

用しているということが外務省側にとってこの辞

職の理由ということでは全くございませんで、當

時の、私の前任の官房長あるいは人事課長等々関

係者は本件について知らなかつたのではないかと

いうふうに思います。私どもは、最近と申します

か、本日の朝、初めて本件について報告を受けた

ということでおございます。

○久保田真苗君 けさといたしまして、新聞で初め

て御承知になつたわけですか。

○政府委員(藤井宏昭君) そういうことでござい

ます。記者の方から、このような記事を書くかも

しないという話は、昨夜遅く聞きました。

○久保田真苗君 そうちたしますと、例えば、こ

れがウイーン条約に違反である、あるいは国家公

務員法に違反である。国家公務員法の方は大体想

像がつきますけれども、ウイーン条約に違反して

いるということは、この条約の所轄のところに對

して何らかの手続とかあるいは報告とかそういう

ことが必要なんぞございます。それともそな

いことは関係がないのか、その辺わかりません

ので、一体、条約にこれが違反した場合にどうす

るのか、お聞かせください。

○政府委員(齊藤邦彦君) このウイーン条約は、

他国に派遣されます外交官の種々の権利義務、そ

れからそれを受け入れておられます接受国の権利義

務を定めているものでございまして、それに違反

したときに具体的な手続が定められていて、例え

ば一定の期間に報告するとか、何らかの措置がと

られるということにはならないと存じます。

○久保田真苗君 それでは、けさ御承知になつた

ばかりですからこれからいろいろお考へになると

思ひんですが、これの調査の仕方あるいは参加

した外交官に対してどういうふうな手立てでこの

辺を聞かせていただけますか。

○政府委員(齊藤邦彦君) 先生御承知のとおり、

ウイーン条約は、接受國におきまして外交官に対

して一定の特権あるいは義務の免除を与えておる

わけでございます。その義務の免除、これを外交

特権と一般に申しておりますけれども、それにか

わりまして外交官にある種の義務を課しておるわ

けでございます。例えば四十一条「特権及び免除

を害することなく、接受国の法令を尊重すること

は、特権及び免除を享有するすべての者の義務で

あります」。それから、本件に特に関連があると思

いますのは四十二条で「外交官は、接受国内で、

個人的な利得を目的とするいかなる職業活動又は

商業活動を行なつてはならない」という規定

がござります。

○久保田真苗君 お二人の大使は、ただ自分の

お金預けたと申しますが、それを運用しておつた

わけですね。

○久保田真苗君 それでは御照会の結果を教えて

いただけますね。

○久保田真苗君 その御本人は、もう六十二年の

三月に辞職されたとおっしゃいましたですね。

そのときにこれはもう外務省ではおわかりにな

ついてこういう結果になつたのか、そしてこの

辺を聞かせていただけますか。

○政府委員(齊藤邦彦君) ただいまの先生の御指

摘につきまして、これはただいま外務省だけで有

権的に解釈できませんので、関係のところに法律

解釈を照会しておるところでおございます。

○久保田真苗君 それでは御照会の結果を教えて

いただけますね。

○久保田真苗君 その御本人は、もう六十二年の

三月に辞職されたとおっしゃいましたですね。

そのときにこれはもう外務省ではおわかりにな

ついてこういう結果になつたのか、そしてこの

辺を聞かせていただけますか。

○政府委員(齊藤邦彦君) ただいまの先生の御指

摘につきまして、これはただいま外務省だけで有

権的に解釈できませんので、関係のところに法律

解釈を照会しておるところでおございます。

○久保田真苗君 それでは御照会の結果を教えて

いただけますね。

○久保田真苗君 その御本人は、もう六十二年の

三月に辞職されたとおっしゃいましたですね。

そのときにこれはもう外務省ではおわかりにな

ついてこういう結果になつたのか、そしてこの

辺を聞かせていただけますか。

○政府委員(齊藤邦彦君) ただいまの先生の御指

摘につきまして、これはただいま外務省だけで有

権的に解釈できませんので、関係のところに法律

解釈を照会しておるところでおございます。

○久保田真苗君 それでは御照会の結果を教えて

いただけますね。

○久保田真苗君 その御本人は、もう六十二年の

三月に辞職されたとおっしゃいましたですね。

そのときにこれはもう外務省ではおわかりにな

ついてこういう結果になつたのか、そしてこの

辺を聞かせていただけますか。

○政府委員(齊藤邦彦君) ただいまの先生の御指

摘につきまして、これはただいま外務省だけで有

権的に解釈できませんので、関係のところに法律

解釈を照会しておるところでおございます。

○久保田真苗君 それでは御照会の結果を教えて

いただけますね。

○久保田真苗君 その御本人は、もう六十二年の

三月に辞職されたとおっしゃいましたですね。

そのときにこれはもう外務省ではおわかりにな

ついてこういう結果になつたのか、そしてこの

辺を聞かせていただけますか。

○政府委員(齊藤邦彦君) ただいまの先生の御指

摘につきまして、これはただいま外務省だけで有

権的に解釈できませんので、関係のところに法律

解釈を照会しておるところでおございます。

○久保田真苗君 それでは御照会の結果を教えて

いただけますね。

○久保田真苗君 その御本人は、もう六十二年の

三月に辞職されたとおっしゃいましたですね。

そのときにこれはもう外務省ではおわかりにな

ついてこういう結果になつたのか、そしてこの

辺を聞かせていただけますか。

○政府委員(齊藤邦彦君) ただいまの先生の御指

摘につきまして、これはただいま外務省だけで有

権的に解釈できませんので、関係のところに法律

解釈を照会しておるところでおございます。

○久保田真苗君 それでは御照会の結果を教えて

いただけますね。

○久保田真苗君 その御本人は、もう六十二年の

三月に辞職されたとおっしゃいましたですね。

そのときにこれはもう外務省ではおわかりにな

ついてこういう結果になつたのか、そしてこの

辺を聞かせていただけますか。

○政府委員(齊藤邦彦君) ただいまの先生の御指

摘につきまして、これはただいま外務省だけで有

権的に解釈できませんので、関係のところに法律

解釈を照会しておるところでおございます。

○久保田真苗君 それでは御照会の結果を教えて

いただけますね。

○久保田真苗君 その御本人は、もう六十二年の

三月に辞職されたとおっしゃいましたですね。

そのときにこれはもう外務省ではおわかりにな

ついてこういう結果になつたのか、そしてこの

辺を聞かせていただけますか。

○政府委員(齊藤邦彦君) ただいまの先生の御指

摘につきまして、これはただいま外務省だけで有

権的に解釈できませんので、関係のところに法律

義によりますならば、現行憲法のもとにおきまして天皇は元首ではないというふうに申し上げたわけであります。

同時に、先ほど元首に関連をして、天皇はごく一部ではござりますけれども外交関係において國を代表する面を有するということを申し上げたわけでございますが、憲法七条におきましてはその第九号におきまして「外國の大使及び公使を接受すること」と規定されておるわけであります。天皇はこの規定により、したがいまして内閣の助言と承認に基づいてございますが、國事行為として、我が國に駐在するため派遣される外國の大使、公使の接受をされているのでございますが、これは、外交面において形式的儀礼的にはござりますけれども國を代表する面を有しているというふうに解されるわけであります。

○久保田真苗君 七条のうち九号が形式的儀礼的な意味でそれに当たる、こういう御説明なんですが、これも、ほかの國事行為についてはそういうことは言わわれないわけですね。

協力事業の効果的、効率的実施ということにつきましては、無償資金協力予算の事業団交付金化、それから小規模無償資金協力制度の創設、それから援助終了案件の定期的把握。また、技術協力事業の効果的効率的実施につきましては、研修員受け入れ事業における集団コースの定期的な見直し、専門家派遣事業における行政内容の的確な把握。また、三番目の援助事業の総合的計画的な実施につきましては、国別援助計画の策定整備の推進、それから無償資金協力と技術協力との連携強化。最後に、国際協力事業団の実施体制の見直しつきましては、事業団本部の分野別事業実施体制の見直し、それから本部から在外事務所への権限の委譲の推進。そういうふたつがございました。

○久保田真苗君 今回第一次として今おっしゃった無償資金協力、技術協力の報告をされておりま

すけれども、第二次、三次としてはどういう面の行政監察をお考えですか。

○政府委員(山本真雄君) 有償資金協力につきましては、適正かつ効果的、効率的に行われることが重要である、こういう観点から先ほどと同じような趣旨で行政監査調査を実施中でございます。

○久保田真苗君 官房長官のお時間がありますので、今の中身は続けてやることにしまして、官房長官、実は私どもの参議院外交・総合安全保障に関する調査会といふのがことしの五月にこういう中間報告を出しております。

この中に、日本のODAが大幅に量的な拡大を図ってきたということを言いまして、既に一般会計ベースで七十億円、この段階でですね。事業予算ベースで一兆三千四百八十七億円という規模にまで達している、と。そしてその後、なつかつこれからもっと大きい援助をお約束されていらっしゃるわけです。近々、米国を抜いて量的にも世界第一位にならうとしている、こういうふうに分

析をしております。

ところが、日本には、他国と違いまして経済協力の理念とか目的とか諸原則を規定した経済協力基本法がないということをここで言っているわけなんですね。そして、援助行政が多省庁にまたがっていて一元化されていないということを指摘しています。それから、援助計画の策定から実施に至るまでの情報が非常に不十分だということを指摘しております。したがって、ODAが主として行政の自由裁量にゆだねられてしまっていて、国会の関与が少ない。内容的にもODAの質的、量的な改善が望まれていることなど、非常に大きな問題があるわけでございます。

これからますます大きくなっていくODAの方について、内閣官房には外政審議室といったような各省庁にまたがる外務問題を一元化されるようになります。このODAを利用化するそういう統合調整機能を強化されたところがござい

ます。この経済協力関係の基本的な法律がないと

いうことは、私は、やはりさまざまの不祥事が、このODAを利用化するそういう公的、私的の誘惑が常にあります。そういう悪いことばかりではなく、もっと積極的に、今外務省から述べられています民生の向上、社会の安定といつたような観点からも、もう一つ何かODAの与えられるべき優先順位あるいは目標といったものをここでひとつかりとみんなが合意しておくことが非常に必要じゃないかと常々私は考へておるんですが、国会でたびたびこの質問が出まして、木で鼻をくくつたような御答弁しかないわけでござります。

○久保田真苗君 それで、この際、官房長官に、その外交調整面で御

責任をお持ちでございますので、こういう事態を将来建設的な方向に向けてどういうふうに見ていくか、ひとつそういう基本的な合意をつくっていくために万全を期していきたいと、このよ

うに考えております。

○久保田真苗君 これからも、特に野党の側か

ら、この経済協力に関する基本的な法律をつくつ

て、援助というものが相手国にもいいし、それか

ら日本の国民にも十分納得のいくそういう制度を

つくついていただきたいということをこの際お願い

しておきます。

そしてもう一点。

ともかく問題は金額が急激にふえていくとい

うことなんですね。そして現実の問題として、それ

が本当に相手の国民の民生の向上というところに

ロント・サミットで一つの柱として強く主張もし、またそれを前進させていく努力をいたしておりでございます。第四次の計画を遂行いたしていきたいということであります。

先生御指摘のように、ODAは最も世界のトップレベルになってまいりましたことでもございますし、またそれは国民の皆さんとの税によって賄われているわけでございますから、いやしくもこの問題が非常に不十分だということを指摘しております。したがって、ODAが主として行政の自由裁量にゆだねられてしまっていて、国会の関与が少ないと、内容的にもODAの質的、量的な改善が望まれていることなど、非常に大きな問題があるわけでございます。

これからますます大きくなっていくODAの方について、内閣官房には外政審議室といったような各省庁にまたがる外務問題を一元化されるようになります。このODAを利用化するそういう統合調整機能を強化されたところがござい

ます。この経済協力関係の基本的な法律がないと

いうことは、私は、やはりさまざまの不祥事が、このODAを利用化するそういう公的、私的の誘惑が常にあります。そういう悪いことばかりではなく、もっと積極的に、今外務省から述べられています民生の向上、社会の安定といつたような観点からも、もう一つ何かODAの与えられるべき優先順位あるいは目標といったものをここでひとつかりとみんなが合意しておくことが非常に必要じゃないかと常々私は考へておるんですが、国会でたびたびこの質問が出まして、木で鼻をくくつたような御答弁しかないわけでござります。

○久保田真苗君 それで、この際、官房長官に、その外交調整面で御

責任をお持ちでございますので、こういう事態を将来建設的な方向に向けてどういうふうに見ていくか、ひとつそういう基本的な合意をつくついていただきたいということをこの際お願い

しておきます。

○久保田真苗君 これからも、特に野党の側から、この経済協力に関する基本的な法律をつくつ

て、援助というものが相手国にもいいし、それか

ら日本の国民にも十分納得のいくそういう制度を

つくついていただきたいということをこの際お願い

しておきます。

○久保田真苗君 それなりに妥当なものではございません。

○久保田真苗君 それが、聞くところによりますと、海外援助機関、例えばアメリカでは国務省の附属機関である援助専門官庁の国際開発局というのがあるそうで

割り振りというものはそれなりに妥当なものではございません。

○久保田真苗君 諸外国がどうかはよくは存じませぬが、聞くところによりますと、海外援助機

関、例えばアメリカでは国務省の附属機関である援助専門官庁の国際開発局というのがあるそうで

ございません。JICAの方はどういう状況でございま

すか。職員あるいは海外に在駐して海外で働

いている職員はどのくらいいるんでしょうか。

○説明員(茂田宏君) 私、突然の質問なんで資料を今持っていないんですけれども、JICAの人數は、先生がおっしゃったアメリカの援助機関と比べますと約五分の一、千人足らずの人員でござります。

○久保田真苗君 どうもおっしゃるとおりらしいですね。全部合わせても千三百人までいかないらしいのは四十七カ所しかないんだそうですね。それに対し、アメリカの国際開発庁というようなところは百二十二カ国、つまり途上国のはほとんどにそういうものを持つているという状況です。これは行監のお調べでもこういう点が多分問題として指摘されていることだと思いますけれども、人材というものが本当に日本には少ないんですね。

そういう意味で私は、援助の充実をしようと思つたらば、お金を貯めようということだけではなくて悪い面が出てくるんじゃないかということを心配します。ですから、マルチを貯めようといふことは、当面、海外で途上国のことと十分知り世界で働く人が十分に養成されるまでは、日本は国際機関を通じていろいろな疑問の起こらない援助をあやすということ、そして国際諸機関への特に若い方の派遣をたくさんしてそこで人材を養成するということを私はぜひ考えていただきたいと思うのですが、外務省、それから官房長官などは、これは何も外務省の方に限る話ぢやございませんので、そういうお考へはないか、伺つてみたいと思います。

○國務大臣(小淵恵三君) 御指摘のように、マルチにしろ、バイにしろ、援助いたした場合にその援助が適切にその国のためになっておるかどうかということのためには、やはり日本人の人材もそうしだフォローアップのために適切に対応しなきゃならないと思いますが、残念ながらその人材は現在まことに多いものとは言えない状況であります。昨今も国際協力大学のいろいろ構想がござりますが、その誘致の御陳情を私、各県からちょうどいいをしながらようやくそういう人材養成に本格的に

取り組んでおるという時点でありまして、率直に申し上げれば、ファンドを出す資金の量に比べまして、その使い方等についてフォローアップすべき我が國の人材が極めてわずかだということについては早急に体制を整える必要があるんじゃないかないうふうに思つております。

しかし、先生おっしゃるように、マルチで援助をして、そしてそれぞれの機関に人材を派遣しながら養成したらどうかというお考へも、私、賛成でございますが、そうした人材が残念ながらなかなか見つかりにくく、という状況をまずは解消するという努力に今専念しておるというのが現状ではないかと思つております。

御指摘のよう、国際社会の中で大いにこれら活躍する人材を養成しつつ、また海外援助と呼応しながら適切にこうした資金が活用されいくことでなければ本来の目的は達成しないんだといふお考へは私も賛成でございます。また、努力をいたしていきたいと思っております。

○説明員(茂田宏君) お答えいたします。

先生御指摘の実施体制の問題というのは、これは我々も常々非常に大きい問題であるといふように認識しております。援助の額がどんどんふえるのに比較しましてJICA、それからOECDとするいう実施機関の定員増というのは余り行われておりません。したがいまして、一人で処理しなければならない援助量というのが年々ふえてきているということでございます。何とかこの実施体制を整備していくと、それから外部のいろんな知識、経験を取り入れていくということで、そういう実施体制の整備のおくれはありますけれども適正な援助の執行に心がけていきたいと思いま

す。

国際化に対する日本からの職員の派遣ですけれども、これにつきましては、外務省内に国際機関人事センターというものを設けまして、割に若い人をできるだけ育てていきたいというように努力をしておる次第でございます。

○久保田真苗君 人事センターで一生懸命おやりになつて幾らか貢献してきていることは確かに認めんですが、この程度の考え方でござりますと非常に微々たるものだと言わざるを得ませんし、また特にいろいろな途上国の地域に散らばつてそこに現地で何年もそこを知り、その人とつき合つて、そこでやるという人が極めて少ない。例えば、日本は円借款の比率が多くて、円借款を主体とする企業による輸出侵略といったそりを受けているのも、そういう人々がいなくて、ただ短期的に自分で高度の製品をつくり高度の設備をつくり、相手国がそれを使いつかせることなく、というようなこともなしにただそこへ、はい、こんな物をつくつてあげました、お使いなさいと言つて置いてくるやり方が何にも使われないと言つて置いてくるやうなことを待つていらぬ状態だらうと思つてます。でも、国際機関へ出せば、こちらが資金を供与しようとうしようとそれは給料をもらいながら現地で本当に泥にまみれて勉強ができるわけとして、何か私はそういう方法を、官房長官のおいでになるところでお願いしておきたいと思います。

それでは、これについてちょっと具体的なことをお伺いいたします。

行政監察をなさつた中で小規模無償資金協力の創設を勧告していらっしゃるんですが、外務省はこれについてどういう対応をお考へですか。

○政府委員(松浦晃一郎君) 行政監察の勧告におきまして、今先生が御指摘のように緊急、多様な要請に対しまして適宜効果的な援助を実施する、そのための仕組みとして小規模無償資金協力制度を創設すべしという勧告をいたしてお

ますけれども、これを受けまして今外務省では官房長をヘッドにいたしますタスクフォースを設けて検討を行つてます。

したがいまして、現段階では結論めいたことを申し上げることはできませんけれども、私どもとしては、具体的にこの勧告を受けましてどういうことが可能か、できるだけ早く結論を得たい、こういうふうに考えております。

○久保田真苗君 これについて、ここではこういふことを言つておきます。「被援助国」の要請から援助の決定、実施までに閣議決定、交換公文の署名等の手続を経なければ「ならないから時間がかかる」と言つてますよ。そして、規模が今まで比較的大きい案件だったから調査、設計、積算にも時間を使つてます。しかし、割合に小型の援助要請があつたときに、そのために適切な対応が非常におくれているということを言つてます。だからこちういう小さいものについて無償資金協力制度をつくりて一括して決定するあるいは簡素化するといったようなことを言つてます。ですが、これは全くこのとおりだというふうに思つて進めておいでになるような状態ですか。

○政府委員(松浦晃一郎君) 今、先生から御紹介ございましたような小規模無償資金協力に関する行政監察で勧告を受けているのは、私ども重々承知しております。それを踏まえまして現在検討しております。そもそもどういう形の無償資金協力制度を導入するか、それから導入するすればどういうメカニズムで動かしていくのが最も適切であるか等々、今検討しております。

先生御質問の個々のメカニズムに関しましては、残念ながらよつと今結論を得ておりませんのでお答えしかねますけれども、全体といたしましては私どもは何かこの機会に小規模無償資金協力制度を何らかの形でぜひ導入したいということで鋭意検討をしているところでございます。

○久保田真苗君 それから次に、もう一つ勧告がございまして、一般及び水産無償資金協力等の本体予算、これが今はそうならないんだけれど

技術協力だけでなくODA全体について言えることございますが、私どもとしては、ODAの実施体制の強化拡充というときには在外の公館及び国際協力事業団の事務所等を中心にぜひ拡充していきたい、こういうふうに考えております。

ただ、先生、念のために申し上げておきたいのはござりますけれども、先ほどちょっと申し上げましたように、技術協力に関するまでは、この場合は在外公館も含めてでございますけれども、全体の政策決定は外務省が担当しております、具体的な方針が決まりましたらそれを踏まえて実施を国際協力事業団に担当してもらっているのでございます。今御質問の研修員の受け入れに関しましても、それから専門家派遣に関しましても同じでございますけれども、国際協力事業団の事務所は今申し上げましたように当然外務省としてぜひ強化拡充していきたいと思っておりますけれども、そこで全部最初から担当するんではございませんで、例えば具体的に相手国政府がどういう分野の研修を受けたいのか、そしてどういう人を派遣したいと考えているのかというふうな研修員受け入れの最初の打ち合わせは在外公館が当然担当いたします。それで、具体的な業務がその後出てまいります。例えば集団研修の場合につきましては、応募要領の送付とかそれから候補者の推薦書の受理とかそれから選考結果の通報などと研修員の渡航手続とかそういうようなこと、これは個別研修についても同じでござりますけれども、こういうものは国際協力事業団の在外事務所が担当するというところでございます。したがいまして、私どもは、在外公館と国際協力事業団の在外事務所がよく連携プレーで対応してほしい、こういうふうに思つておられる次第でございます。

○久保田真苗君 連携プレーと云ふと葉がきれいなんですが、今おっしゃったように、研修員受け入れの相手国の要望調査をするわけですね。それから年度の計画を通報する。そこに至るまでの、要するに企画面の取引はみんな外務省がおやりになつて、事業団の方は、応募要領の送付、候

補者推薦書の受理、選考結果の通報でしょ、ことで、研修員の渡航手続、個別研修にかかる研修受け入れ要請書の受理、受け入れ可否決定の通報、そして研修員の渡航手続。これじゃまるで交

通公社じやありませんか。これじゃ仕事がおもしろいわけもございませんし、事業団の中から創意工夫が出るわけもないと思うんですね。

行政監察局長さんおいでになりますね。——こ

こで勧告していらっしゃるようなこういう内容のことが、どうも今お聞きになつた限りでは当分行われそうもないというふうな印象を受けるんですけれども、こういうことでよろしいんでしよう

○政府委員(山本貞雄君) ただいまの御指摘の点でございますが、先ほど外務省の経済協力局長から御答弁がございましたように、外務省といたしましても在外事務所に対する権限委譲あるいは体制整備等に御努力をされておられるところでございますが、私ども御指摘申し上げました中におきまして、やはり、在外事務所が多様かつ増大する業務に適切かつ迅速に対応いたしまして現地の実情を直接把握している機関として機能を果たしています。それで、具体的な業務がその後出てまいります。例えば集団研修の場合につきましては、応募要領の送付とかそれから候補者の推薦書の受理とかそれから選考結果の通報などと研修員の渡航手続とかそういうようなこと、これは個別研修についても同じでござりますけれども、こういうものは国際協力事業団の在外事務所が担当するというところでございます。したがいまして、私どもは、在外公館と国際協力事業団の在外事務所がよく連携プレーで対応してほしい、こういうふうに思つておられる次第でございます。

○久保田真苗君 連携プレーと云ふと葉がきれいなんですが、今おっしゃったように、研修員受け入れの相手国の要望調査をするわけですね。それから年度の計画を通報する。そこに至るまでの、要するに企画面の取引はみんな外務省がおやりになつて、事業団の方は、応募要領の送付、候

るんですけども。オローラップをなさいますか。

○政府委員(山本貞雄君) 行政監察の結果、勧告いたしました後のフォローアップの問題でござりますが、一般的には私ども三ヵ月後に勧告に対する回答を聽取いたしておりまして、さらには六ヵ月後のその後の改善状況の報告もいただいておるところでございます。

また、必要に応じまして、その必要がございますればさらにその報告等によりまして推進監査を行おうようなケースもございます。

○久保田真苗君 せつかくいい勧告をしておられたのですから、これが煙草花火ですぐに忘れ去られてしまつて何も改善がされないということではこれは大変残念なことですから、ひとつ中間のフォローアップもよろしくお願ひしたい、こう思っています。そして、どんなふうに結果が改められるのか、それを人員配置あるいは業務の施行の中でひとつ御報告願いたい、こう思うわけでございます。

○久保田真苗君 せつかくいい勧告をしておられたのですから、これが煙草花火ですぐに忘れ去られてしまつて何も改善がされないということではこれは大変残念なことですから、ひとつ中間のフォローアップもよろしくお願ひしたい、こう思っています。そして、どんなふうに結果が改められるのか、それを人員配置あるいは業務の施行の中でひとつ御報告願いたい、こう思うわけでございます。

○久保田真苗君 行政監察局の方は、これに対し

また、その実施状況の評価等について、そのオローラップをなさいますか。

○政府委員(山本貞雄君) 行政監察の結果、勧告いたしました後のフォローアップの問題でござ

りますが、一般的には私ども三ヵ月後に勧告に対する回答を聽取いたしておりまして、さらには六ヵ月後のその後の改善状況の報告もいただいておるところでございます。

また、必要に応じまして、その必要がございますればさらにその報告等によりまして推進監査を行おうようなケースもございます。

○久保田真苗君 せつかくいい勧告をしておられたのですから、これが煙草花火ですぐに忘れ去られてしまつて何も改善がされないということではこれは大変残念なことですから、ひとつ中間の

フォローアップもよろしくお願ひしたい、こう思

っています。そして、どんなふうに結果が改められるのか、それを人員配置あるいは業務の施行の中でひとつ御報告願いたい、こう思うわけでございま

す。

○久保田真苗君 行政監察局の方は、これに対し

また、その実施状況の評価等について、そのオローラップをなさいますか。

○久保田真苗君 行政監察局の方は、これに対し

また、事業団本部の実施体制につきましても、分野別事業実施体制の見直しを含めて組織運営の全般にわたる見直しが必要でございますし、また、各部門ごとの業務量と要員配置というものは必ず要がある、このように申しております。そしてまた、事業団本部の実施体制につきましても、分野別事業実施体制の見直しを含めて組織運営の全般にわたる見直しが必要でございますし、また、各部門ごとの業務量と要員配置というものは必ず要がある、このように申しております。そしてまた、事業団本部の実施体制につきましても、分野別事業実施体制の見直しを含めて組織運営の全般にわたる見直しが必要でございますし、また、各部門ごとの業務量と要員配置というものは必ず要がある、このように申しております。そしてまた、事業団本部の実施体制につきましても、分野別事業実施体制の見直しを含めて組織運営の全般にわたる見直しが必要でございますし、また、各部門ごとの業務量と要員配置というものは必ず要がある、このように申しております。そしてまた、事業団本部の実施体制につきましても、分野別事業実施体制の見直しを含めて組織運営の全般にわたる見直しが必要でございますし、また、各部門ごとの業務量と要員配置というものは必ず要がある、このように申しております。そしてまた、事業団本部の実施体制につきましても、分野別事業実施体制の見直しを含めて組織運営の全般にわたる見直しが必要でございますし、また、各部門ごとの業務量と要員配置というものは必ず要がある、このように申しております。そしてまた、事業団本部の実施体制につきましても、分野別事業実施体制の見直しを含めて組織運営の全般にわたる見直しが必要でございますし、また、各部門ごとの業務量と要員配置というものは必ず要がある、このように申しております。そしてまた、事業団本部の実施体制につきましても、分野別事業実施体制の見直しを含めて組織運営の全般にわたる見直しが必要でございますし、また、各部門ごとの業務量と要員配置というものは必ず要がある、このように申しております。そしてまた、事業団本部の実施体制につきましても、分野別事業実施体制の見直しを含めて組織運営の全般にわたる見直しが必要でございますし、また、各部門ごとの業務量と要員配置というものは必ず要がある、このように申しております。そしてまた、事業団本部の実施体制につきましても、分野別事業実施体制の見直しを含めて組織運営の全般にわたる見直しが必要でございますし、また、各部門ごとの業務量と要員配置というものは必ず要がある、このように申しております。そしてまた、事業団本部の実施体制につきましても、分野別事業実施体制の見直しを含めて組織運営の全般にわたる見直しが必要でございますし、また、各部門ごとの業務量と要員配置というものは必ず要がある、このように申ております。

ただ、先生御指摘のように、現行の体制の中でもう少し検討する余地がないかという点に関しては、私どもも問題意識として持つております。そこでさらに検討してまいりたい、こういうふうに考えております。

ただ、先生御指摘のように、現行の体制の中でもう少し検討する余地がないかという点に関しては、私どもも問題意識として持つております。そこでさらに検討してまいりたい、こういうふうに考えております。

これは、外務、大蔵、通産、経企という四省庁体制というものが確固としてあって、ほかに経済協力をやっている官庁はたくさんございます。もちろん建設しかし、農水しかし、厚生しかし、労働しかし、そのほかにもたくさんあると思います。こういった四省庁体制の中での他の省庁がやつておられる仕事というのは、これはどういうふうに取り扱われるわけなんでしょうか。他の省庁はこの体制で満足しているというふうに窓口になつていらっしゃる外務省はお考えなのか、その辺の御意見を聞かかしていただきたいと思います。

○政府委員(松浦晃一郎君) 先生御指摘のよう

に、現在、二国間のODAのうち、円借款に関しましては四省庁体制ということで外務省が対外的

に窓口になつて対応しておりますけれども、先ほど來話題になつております技術協力、それから無償資金協力というのはまたそれぞれ別な体制になつておりますし、無償資金協力については、予算は外務、大蔵両省に計上されておりますが、外務省が中心に対応している。それから、技術協力に關しましては、今先生御指摘のように、多くの省庁にわたっておりますし、外務省を含めまして十六省庁が予算を計上しておりますが、その大半は外務省が計上し、政府ベースの技術協力について外務省が一元的に関係各省に相談して対応するという形になつておりますし、先生御指摘のようにかなり複雑にはなつておりますが、各省庁の方々がいろいろでこぼこは確かにござりますけれども、私どもといたしましては、全体としていえば複雑ではございますけれどもそれなりにきちんと機能している、こういうふうに考えておりま

これはその後改善されているわけですね。

とんが形でどのくらいの定期的にやられていますのか、ちょっと御説明いただきたいと思います。

○政府委員（松浦晃一郎君）先生今御質問の具体的な援助案件に関するお話をされましたが、これは、国会でいろいろ御議論ございました。

では、国会でいろいろ御商議いたたきましたところを踏まえまして、私どもとしましては、新規の

資金協力案件にかかりまして一部の企業名を海外経済協力基金、これは御承知のように円借款の

実施機関でございますが、海外経済協力基金の年報、それから国際協力特別情報と申しまして外務

省が所管しております公益法人、国際協力推進協会がおでります雑誌に載せております。

その他、全般の問題に關しましては、私どもと

してできるだけODAにつきましては透明性を確保したい、こういうことで対応してきております

し今後も対応していきたい、こういうふうに考えております。

○久保田真苗君 ゼひこの際ガラス張りの透明な
経済協力を頼りたいんですけど、受注企

業名を一部お出しになつてゐるということですが、お同、しじ、のは、どういう全業名をお出し

が、北側の「たけい」は「たけい」として、企業名を冠せることになつて、どういう企業名はお出しにならないの

そして、今後、出していない企業名についても

い。お出しになるのがどうか、それをお聞かせください。

○政府委員(松浦晃一郎君) 私どもといたしましては、資金協力案件は、特に円借款はそうでござ

ですが、無償資金協力についても同じことが言えます。日本国政府が実施しておられます

るが、それとも相手国政府が実施してありますのでよく相手国政府と協議の上対応する必要がある

ざいますけれども、関係企業名につきましてはで
きるだけ公表していきたい、こういうふうに考え

てあります。

で問題のありましたコンサルタント会社、こういうものもお出しますか。

○政府委員(松浦晃一郎君) 今の先生の御指摘は、国際協力事業団で実施しております開発調査につ

第一部 内閣委員会会議録第四号 昭和六十三年十月十一日 【参議院】

一

期の効果を上げるよう努力しているところでございます。

○久保田真苗君 相手方が欲するところを相手国のやりたいようにやるということは、それはまさに結構なことなんです。ただ、それによって効果が上がり、しかも汚職とかそういうことに国民のお金がむだに使われることがないかということについては、日本政府は当然それを審査するのが國民に対する義務なんぢやないでしょうか。ぜひやつていただきたいと思います。どうぞ。

○政府委員(松浦晃一郎君) 今の先生御指摘の点はまさにそのとおりでございまして、したがいまして、先ほどちょっと私御披露しましたように、円借款にしろ無償資金協力にしろ、交換公文には必ず適正使用条項と申しまして私どもが提供する資金が適正に使用されることを担保する条項を入れてございます。單に交換公文にそれを入れるのみならず、実際におきまして先ほど来繰り返しておりますように、評価その他の形で私どもとして可能な限りチェックすることにしております。

○久保田真苗君 条項を入れてもお飾り物ではしようがないわけです。よろしくお願ひします。ところで、ビルマの話をちょっと出しましたけれども、ビルマは、今、反政府運動が非常に高まつてしまして、それに對して国防相が軍事クーデターを起こしたというような事態になつています。

外務省はこのビルマ情勢をどういうふうに認識していらっしゃるか、まずそれを伺いたいと思ひます。

○説明員(鈴木勝也君) お答え申し上げます。

ビルマにおきましては、御案内のとおり、本年七月末ごろから国内民主化をめぐり混乱が継続しております。九月十八日に至りまして国軍が全権を掌握したと。その後、治安情勢は小康状態を保ち、行政機能も徐々に回復しつつございますけれども、国民和解は依然未達成でございます。また、混亂の長期化によりまして経済困難が深刻化

いたしております。引き続き懸念すべき状況にあります。

ビルマの国内の安定が眞に回復するためには、國民の総意を反映した民主的な政治解決が達成されることが重要である。また、これに関連いたしまして、最近国内各勢力が政党を結成し複数政黨制のもとでの総選挙に備える動きが見られておりますので、政治情勢はまだ不透明なところも多い。今後の事態の推移を慎重に見守っていく必要があるというふうに考えております。

○久保田真苗君 少なくとも現在のソー・マウン国防相がクーデターを起こしたことにおいて政権としての合法性がなく、また向こうの市民に対する無差別砲撃というような事態から見ても非常に残念なことだと思います。國土は水の国とも言われるそれが、ここは大陸で地続きですから、お隣のところでも、こういった政権とそれから經濟協力の関係なんですけれども、ビルマに対する經濟協力は日本はかなりやつていたと思いますが、その実績と、現在どういう方針をとつておられるか、それをお聞かせください。

○政府委員(松浦晃一郎君) 私ども、ビルマは重債務協力、技術協力の三本柱でかなりの規模の援助をしてまいりましたけれども、先ほどアジア局の鈴木審議官から御説明ありましたような状況でございますので、現在おきましてはビルマに対する援助は事実上停止の状態でございます。

○久保田真苗君 報道によりますと、例えお米の緊急援助というようなことを考えておられるわけですか。

○政府委員(松浦晃一郎君) しかしながら、今先生御指摘のように、例外的な措置といったしまして、ビルマの方々の主食は御承知のとおりにお米ですが、それに加えまして食用油也非常に不足するということで、ビルマの本当に困っている人たちの救援物資を緊急援助として供給することを決定いたしました。なお、これは輸送費等を含みますと約五千万円になります。それからまた、九月の九日に被災地救援復旧のために五十万ドルの緊急援助を行うことを決定いたしております。さら

れば、先ほど私が申し上げました政府ベースの経済協力を今、ビルマに対しまして事実上停止していることの例外的な措置といったしまして、ユニセフという国際機関を通じてビルマの困つてい

る人に直接援助の手を差し伸べるという措置でござります。

○久保田真苗君 緊急援助は大変必要なんです。が、どうもバンガラデシュという国を見ますと、この国は水の国とも言われるそうでございます。WFP、世界食糧計画でございますが、このWFPがバンガラデシュの洪水災害に関連いたしまして実施検討中の緊急食糧援助計画、これに対しましても百万ドルの拠出を行うことを予定いたしております。

○説明員(鈴木勝也君) お答え申し上げます。我が国政府は、バンガラデシュ政府の要請にたえまして、九月の七日に国際協力事業団を通じまして総額三千八百万円相当の医薬品、淨水剤、それから物資運搬用のボート、それからテント等の救援物資を緊急援助として供給することを決定いたしました。なお、これは輸送費等を含みますと約一万二千世帯を対象にいたしまして四十五万ドルの食糧の緊急援助、これは米を中心に食用油も入っておりますけれども、ユニセフという国際機関を通して援助することを決定いたしました。こ

れは、どうなんでしょうか。例えば、今度の大洪水も決して一過性のものじゃなくて、上流の方でいろいろなダムあるいは堤防といったものをつくるとかそれから治水で木が切られてそこで保水性がうんと低下したとか、そういうことがどうもあるらしい。ですから、一過性のものでおさまらないんじゃないのか。大変氣の毒な国だと思いますけれども、その辺はどういうふうにごらんになつていらっしゃいますか。

○説明員(鈴木勝也君) 今おっしゃられましたように、バンガラデシュというのは大きな川が三本、具体的にはガンジス川、ブラマプトラ川、それからメグナ川と大きな川が三本デルタ地域に流れ込んでいるという特殊な地形の国でございまして、平均標高も八メートル程度という非常に平たんな国でございます。したがいまして、先生おっしゃられましたように、バンガラデシュにおいて、毎年大なり小なり大体洪水はござります。ございませんけれども、しかし本年起こりました洪水といふのはそれにして非常に規模の大きなものであつたということございまして、その原因につ

いてはもちろんいろいろな要因がございますし、これが決定的だというようなものはまだ明確化されていないと思いますけれども、確かに上流地域におきます焼き畑農業とかあるいはまきにするための樹木の乱伐とかそういうものも大いに影響があるのでないかということをございます。

にはしておりますけれども、私どもも、状況によつてはオフィア一方式、つまり私どもが協力可能な分野を事前に詰めまして相手国に提示をするということも考えたいと思っております。

でござります。問題意識は十分持つておりますけれども、対応策になりますとまだ暗中模索でございまして、いわば御質問の国際機関に関しましては、例えば世銀などを含めて一緒に話し合っていただくということも一案かと思ひますけれども、まだ明確な対応策に突き当たつておりません。
○久保田真苗君 じゃせひミッシンでそもそも論から出発して有効な対策をお考えいただいて、毎年毎年というような状態を、何とか日本がその一助を担つて脱却できるように御努力いただきたいと思ひます。
次に、これは外務省の所見をちょっと聞かにして

ないことを望みたい。むしろ安定化、民主化の方に向にいくことを期待したい。

これが我が国の基本的な立場でござります。

○久保田真苗君 それでは次に、防衛施設庁、それから文化庁に対しまして質問があります。

池子住宅建設予定地にかかる問題でござります。

文化財関係についてまず伺います。

提供区域内の米軍住宅建設予定地について、文
化財の分布調査及びそれに引き続く試掘調査が実
施されているわけです。しかし、計画区域以外の
地域は空白地域としてまだ何もそういった分布調

査も行われていないわけです。この建設予定地以外のところにも当然相当量の文化財が埋蔵されていると考えますけれども、その調査をする必要性について文化庁、それから防衛施設庁はどういう認識をお持ちでしようか。

かなかこの地域につきましては関係国間の意思統一というのも容易ではない面がございまして、今後そういう可能性をも含めて考えていくといふところじゃないかと思いますが、抜本的な対策をせんと毎年毎年同じようなことが起こる可能性があるというわけでございますから、先生のおっしゃられたことはまさに貴重な御指摘だと存じますので私も念頭に置いて検討させていただきたいと存じます。

○久保田真苗君 と申しますのは、日本の外務省が要請主義によつてゐる。これは一長一短なんですね。必ずしも悪いとは申し上げないんですけども、こういう状況の国の場合に、バングラデシユからの要請によつてやることというのは實に限界があるんだろうと思うんですね。

くるんでしょ。どうなんでしょうか。
○政府委員・松浦晃一郎君) 先ほど鈴木審議官から御指摘ございました三大河川はいずれもインドから流れ込んでおりますし、一番中心はやはりインドとどういう話し合いをしていくかということになりますけれども、歴史的に見ましてなかなか国際的な意味のある河川というのは政治的にも微妙な問題をはらんでおりますので、私どもも現段階でこれをどういうふうに取り上げていくかと、いうことに関しましてまだ最終的な結論は得出おりません。けれども、先生御指摘のように、そもそもさかのばれば当然のことながらインド政府と話し合いをするということが必要になつてこよろか、こういうふうに考えております。

月の五日、チリにおきましてピノチエット大統領選挙が行われました。その結果、信任が四三%、約三百十一万票、不信任が五四・七%、約三百九十五万票、白票、無効票が二・三%、約十六万票という結果になりました。

我が国政府といたしましては、基本的立場として、まして次の四点ほど申し述べることができます。

第一点は、今回の国民投票がチリの憲法の規定に従いまして民主的かつ平穏裏に実施されたこと、を日本政府としては評価したいという点。

それから第二は、ピノチエット大統領みずから今回の国民の意思は尊重したいという発言をして

たないま先生御指摘のとおり、池子の米軍住宅建設予定地につきましては、本年四月からこの地域のいわゆる埋蔵文化財に關します試掘の調査を実施しておるところでござりますけれども、ただいま尋ねのございましたいわゆる米軍住宅の建設予定地外の地域につきましては、これまでの經緯等もございまして現時点では神奈川県教育委員会としては直ちに調査を行ふ計画は有していません。というふうに聞いておるところでございます。

○政府委員(田原敬造君) 計画区域内の文化財の調査につきましては、先ほどから先生がおっしゃられたとおり、分布調査をいたしまして、それから試掘調査の実施方法などについて同県と調整してまいりまして、現在その試掘調査が実施されて

そうなりますと、この地域全体の治水とかあるいは必要なダムをつくる、かんがいをする、植林をする、こういうことが一体だれができるんでしようか。どういうところがやるのがこれは適当なんでしょうが。

○久保田真苗君 例えは 国際機関を使うという
ようなことが有効だといふうにはお考えになり
ますか。

おりますのでこれを歎仰したい、こう思つております。

御質問の計画区域外の調査でござりますけれども、昨年の末に神奈川県から、計画区域外の調査を行うための立ち入りにつきまして米軍との調整方依頼がございまして米軍に照会いたしましたところでござります。

（昭和十九年正月） 田中義典の問題は、あわせて検討しておりますが、その場合どの国際機関かということになります。私ども、繰り返し

目が豊富な規定は勿論、一目二両の規定も充実したので、意見は大いに尊重してまいりたい。

を行なつたのである。それでうるさいとおもつてうるさいとの誤解
方依頼がございまして米軍に照会いたしましたところ、現に米軍が管理そして使用している土地

第一部 内閣委員会會議録第四号

昭和六十三年十月十一日

○政府委員(田原敬造君) 文化財の取り扱いにつきましては環境アセス条例の手続の中でいろいろと言われているところでございまして、私どももいたしましては神奈川県と今後ともよく調整をしてまいりたいというふうに考えております。

○久保田真苗君 文化庁に伺いますけれども、シロウリガイ化石調査、国会でも前に質問が出ていましたけれども、シロウリガイの化石調査の状況はその後どうなっていますでしょうか。

○説明員(大澤幸夫君) 私どもにお尋ねでございますけれども、これまでの経緯なりもございますので、あるいは防衛施設局さんのサイドからお答えをいただいた方が適当かと思いますが、よろしくうございましょうか。

○久保田真苗君 はい。

○政府委員(田原敬造君) お尋ねのシロウリガイの化石の調査でございますが、このシロウリガイの化石につきましては計画区域内で西側のプロックの丘陵でその露頭が発見されておりまして、この調査につきましては、環境影響評価書の中で「シロウリガイ化石については、関係機関と調整をし適切な措置をとることとする。」こう書かれているわけでございまして、これに基づきまして私どもは神奈川県と調整をいたしました。その結果、現地調査等を実施することいたしております、現在、その調査のための準備を行つてある段階でございます。

○久保田真苗君 実施をする方向で準備中ですか。これ、例えれば調査員なんかは決まりましたんでですか。どういう方が調査をされますか。

○政府委員(田原敬造君) 調査をする方々でございますが、一応専門家の方々にお願いをしているところでございまして、海洋の専門家、それから古生物、それから地質、こういった専門家の方々にお願いをしているところでございます。

○久保田真苗君 そういたしますと、この調査の目的はどういうことを明らかにするということでおざいますか。

○政府委員(田原敬造君) この西側の丘陵地で発見されましたシロウリガイの化石につきまして

は、環境影響評価書でも申し上げておりますように、その保存方法などの資料を得るというのが目的でございます。

○久保田真苗君 もうこの調査員は全部決まっておりますですね。

○政府委員(田原敬造君) ほぼ定まつております。お願いしてございます。

○久保田真苗君 それじゃ、いつごろからどのくらいの期間かけて何回ぐらい立ち入りをやって調査なさる御予定でどうですか。

○政府委員(田原敬造君) ただいま先生方にお願いをした段階でございまして、まだそういう具體的な計画はこれからいろいろと御相談させていただいて決めていきたいと思っております。

○久保田真苗君 施設局にお伺いします。

河川協議の問題なんです。これは、新聞で報道を拝見したんですけど、まだそういう具體的な計画はこれからないと御相談させてもらつてやるんですか。

○政府委員(鈴木景君) 池子川の調整池を設置することに伴います河川協議につきましては、昭和六十二年の十二月末に協議書を逗子市長に提出いたしまして、その後再三にわたりまして横浜防衛施設局長が逗子市長と会談するなど、協議に応ずるよう必要としているところでございます。しかし、逗子市長が、池子川の管理は国から機関委任せられているということ及び当然のこととして河川協議に応じなければならぬということ、こういふことを再三にわたって公に発言されているのでござりますけれども、住宅建設の可否を含めた事前の調整がなされていないという理由で現在まで協議に応じていないというのが実情でございます。

○政府委員(鈴木景君) 先ほど申し上げましたように、河川協議が滞っている状態でどういう工事を進めていくべきかと種々検討しているということでござりますけれども、これは現在検討中の問題であります。まだどうすることを考えているかと申し上げる段階ではございません。

○久保田真苗君 逗子市から横浜防衛施設局へ照会をしているんです。でも、その返事が全くないということなんですねけれども、これはお返事がまだ決まらないから出さないのか、それとも何か別の理由でお出しにならないのか、それはどういうことでしようか。

○政府委員(鈴木景君) 新聞記事をもとに御照会をいただいているという状況で、これにお答えし

の指導も受け、また県知事の調停に際しましては逗子市長の意見も取り入れて調整池を開放型にするなど、事前の調整は逗子市等と十分行つてあるところでございます。

防衛施設局といたしましては、河川協議が滞つている現在の状況におきまして池子川の調整池を設置する工事をどう進めていくかということについて苦慮しているところでございます。工事の進め方についていろいろの検討をしているということは事実でございます。

○久保田真苗君 苦慮して、そしていろいろな方法を検討ということなんですが、この新聞で見ますと「横浜防衛施設局は十日、建設の前提になる池子川改修のための河川協議が、富野市長の反対で始められないことや工事入札が終わっていることを理由に「とりあえず、建設予定地内だけの治水工事を先行させる検討を始めた」とことを明らかにした」。

そうしますと、この意味は、とりあえず米軍住宅建設の開発に伴う洪水対策だけに絞つて小規模な調整池で洪水調整をして、当初のよう池子川のつけかえ工事なしに今の池子川に流す、こういうふうに新聞報道で読めるんですけども、それを想定して計画の変更を考えていらっしゃるというふうにしているんです。

これ、そんなんでしょうか。

○政府委員(鈴木景君) 先ほど申し上げましたように、回答すべきものかどうかという問題もございます。必ずしも返事をしなきゃならないとか、何かそういう回答があつてもよろしいのでないかと思うんですが、いかがなものでしょうか。

○久保田真苗君 施設局は、照会があつて一ヶ月も二ヶ月も返事なしにはうつておかれるのでしょうか。例えば、検討中なら検討中だといお返事とか、何かそういう回答があつてもよろしいのでないかと思うんですが、いかがなものでしょうか。

○政府委員(鈴木景君) 先ほど申し上げましたように、回答すべきものかどうかという問題もございます。必ずしも返事をしなきゃならないとか、何かそういう回答があつてもよろしいのでないかと思うんですが、いかがなものでしょうか。

○政府委員(鈴木景君) 先ほど申し上げましたように、回答すべきものかどうかという問題もございます。必ずしも返事をしなきゃならないとか、何かそういう回答があつてもよろしいのでないかと思うんですが、いかがなものでしょうか。

○政府委員(鈴木景君) 河川協議が滞つている現状においてどういう工事の進め方があるか、また進められるかということでございます。

○久保田真苗君 つまり、幾つかの案と申しますか、幾つかの方法があるというふうにお考えですか。

○政府委員(鈴木景君) 複数の案はあり得ると思います。

○久保田真苗君 その複数の中に、池子川のつけかえはやらない、やらないで調整池だけ設置する、それもございますか。

○政府委員(池田久君) 防衛施設局といたしましては、先ほど担当部長から御説明いたしましたように、昨年から河川協議に応じてほしいと逗子市に何回もお願いをしております。また、現在の逗子市長は、この案をつくる過程でもみずから参加されて、調整池をつくるということについても参加されたわけだし、そのつくり方について

なきやならぬかどうかという問題もありますけれども、先ほど申し上げましたように、まだ検討中の状況で答えられない状態であるということは事実でございます。

○久保田真苗君 施設局は、照会があつて一ヶ月も二ヶ月も返事なしにはうつておかれるのでしょうか。例えば、検討中なら検討中だといお返事とか、何かそういう回答があつてもよろしいのでないかと思うんですが、いかがなものでしょうか。

○久保田真苗君 施設局は、照会があつて一ヶ月も二ヶ月も返事なしにはうつておかれるのでしょうか。例えば、検討中なら検討中だといお返事とか、何かそういう回答があつてもよろしいのでないかと思うんですが、いかがのものでしょうか。

○久保田真苗君 施設局は、照会があつて一ヶ月も二ヶ月も返事なしにはうつておかれるのでしょうか。例えば、検討中なら検討中だといお返事とか、何かそういう回答があつてもよろしいのでないかと思うんですが、いかがのものでしょうか。

○久保田真苗君 施設局は、照会があつて一ヶ月も二ヶ月も返事なしにはうつておかれるのでしょうか。例えば、検討中なら検討中だといお返事とか、何かそういう回答があつてもよろしいのでないかと思うんですが、いかがのものでしょうか。

○久保田真苗君 施設局は、照会があつて一ヶ月も二ヶ月も返事なしにはうつておかれるのでしょうか。例えば、検討中なら検討中だといお返事とか、何かそういう回答があつてもよろしいのでないかと思うんですが、いかがのものでしょうか。

○久保田真苗君 施設局は、照会があつて一ヶ月も二ヶ月も返事なしにはうつておかれるのでしょうか。例えば、検討中なら検討中だといお返事とか、何かそういう回答があつてもよろしいのでないかと思うんですが、いかがのものでしょうか。

も御意見を言わされたわけであります。そして、そういう前提でござりますから、調整池をつくるためには河川を改修しなきやできないわけでござつてはいるはずであります。しかし、昨年の十一月以来礼を尽くしてお願いしておりますけれども、返答がございません。また、河川改修そのものは直結しない池子に住宅をつくることがいいか悪いいかという点を議論しなければ、非常に技術的な河川協議であるものに応じてくださつておらない。しかも河川協議については、市長は、これは国の機関委託事務でもあり河川協議には応じないきやいけないということを公式に何回も言つておられたにもかかわらず、現実にはなかなか回答をいただいていない。協議にも入つてこられない。

我々は、今でも原則としてこの協議に応じて、ただくことを現在考えております。しかし、今言った前提でやつてきました河川改修、調整池の設置の契約が、もう昨年度末に契約して一部進んでいるわけであります。文化財の調査もその一環で行われてはいるわけであります。我々の願望は、なるべく早く逗子市において協議に応じていただくことが願望でございまして、その他の検討についてはすべてそれを実施していただくことが前提でございますから、あくまでも内部でいろいろ考えている、そういう状況でございますので、どうかもう既に認められた予算に基づき、しかも逗子市長側も積極的に参加してここまできた河川協議について応じていただくことを強くお願いする次第でございます。

どうかよろしくお願ひいたします。

○政府委員(鈴木景君) この住宅の建設計画を逗子市に御相談した際に調整池の問題が市側からの要望として出されたということは承知しておりますが、それ以前のことはちょっとと突然の御質問ですが、でよくわかりません。承知しておりません。

○久保田真苗君 伝えられていますように、このアセス評価書に基づいて調整池をつくるということになっていたわけですねけれども、例えばその調整池の規模を小さくするとか、全体を対象とするものじゃなくて住宅建設予定地だけを対象にするとか、そういうたかなり大きい変更がある場合には、例えば施設庁が三島氏と以前お交わしになつたそういう地元の要望から見ると、これは地元の要望が無視されるということになると思うんですけれども、それについてはどういうふうな対処を考えられますか。

○政府委員(池田久克君) これは知事の調停が出来ます前、現在の市長の前の市長の段階で地元が受け入れるという際の条件として幾つか示された中に入つてござります。で、我々は、これを基本にして、さらに現市長の意見も取り入れてそして調整池をつくることにしております。この考え方はいさざかも変えておりません。

そのためには、現市長も認めてみずから発言しておられるように、河川の改修ができないければこの調整池の設置ができないのであります。そしてこの調整池をつくるということは、住宅をつくるためだけじゃなくて、洪水対策にも貢献しようといふ地元の要請を受けて我々はやっておるわけであります。その分高くついていることは事実であります。どうかこの河川の改修の方を認めていただきたい。我々は、この調整池の設置についていざさかも最終的に変える意思は毛頭ございません。地元の皆様の御要請にも従うべく現在考えております。ただ、それが、肝心のその河川の改修ができないということになれば少し待たなければいけない、そういう状況なんであります。決して

○久保田真苗君 調整池についての池子川とのつながり工事、この初期の計画をお変更になるということではなくて、あくまで逗子市長との河川協議を推していかれるという御方針と承りました。それでは、私、本会議の質問でちょっと申し上げて、余りはつきりしたお答えをいただいているんです。

それは、アメリカ国防省の公式報告である「ソ連の軍事力」という報告書がございます。その中で、アメリカのとる前方展開戦略というのがあるんですね。それを読んでみますと、ヨーロッパでもってソ連と戦争が起つた場合に、極東のソ連軍をヨーロッパに移動させないために極東で戦火を開くといったようなことがはつきり書いてあります。これは、私は何としてもちよといただけない考え方だと思いますが、こういうことが明らかに書かれていることについて防衛庁長官はどういうふうにお考えでしょうか。

○政府委員(小野寺龍二君) 米国の基本的な戦略は抑止戦略でございまして、この点は委員御指摘の国防報告その他アメリカの各報告書に詳しく説明してございます。その関連で米国といしましては、ソ連が自己に有利な地点それから時期において戦争を遂行するということを防ぐこと、それがその抑止の非常に重要な部分であるというふうに考えていく次第でございます。そういう思想に基づいてただいまの御指摘の部分が叙述されるというふうに我々は見ております。

○久保田真苗君 抑止にしても何にしても、こういうのは決して専門誌ではなくて一般の情報誌によく引用もされているんですねけれども、もしこれが逆で、アジアで戦争が起つた場合、ヨーロッパのソ連軍をアジアに移動させないためにヨーロッパで戦火を開くとこれが逆になつてしまふ、とてもヨーロッパの国はこれが出てただ黙つていいだらう、どうして日本はこんなにおとなしいんだらうという声がよく聞かれるんです。さつき天皇に関してのサンとスターの記事に対し抗議

文が現地の大使から出ているということなんですが、これに對してはもつとそれ以上に抗議すべきことじやないかと私は思うんですね。それはもう政府が、問題だ、こんなことじやとても一緒に共同はできないと。これは、アジア人を犠牲にしてヨーロッパを助けよう、はつきりそういう考え方になるんだろうと思うんですけれども、その点は

○國務大臣(田澤吉郎君) 御承知のようすに、今、I N F の条約の批准あるいはまたイラン・イラク戦争等、非常にデタントの傾向にござりますけれども、現実はやはり米ソを中心とした東西の軍事対峙というものが依然として存在するわけござります。したがいまして、国際社会の平和だとか安全だとかいうものは依然としてやはり力の均衡による抑止というものによって支えられているという考え方方に立つて抑止というものをアメリカは強く主張し、また今後もそういうことを中心にして世界の平和、安定を図ろう、こういう考え方でござりますので、私たちとしましては、こういう一つの世界の軍事的な状況を背景にしながら節度ある防衛力の整備を図る、また日米の安保体制の信頼性を確保するという立場からこれを眺めているということを御理解いただきたいと、こう思うのでござします。

うんです。どうかぜひ新しい防衛廳長官にそれが
けの勇気をお願いしたいと思うんですが、いかが
でしようか。

○國務大臣(田澤吉郎君) 世界的な規模でのいわ
ゆる戦争に対する抑止という意味でのアメリカの
考え方、主張でございましょうが、このアメリカ
の出過ぎに対しても、私たちも防衛廳として節度
ある防衛力の整備というこの目標に向かつてただ
すべきはただしていくことにいたしたい
と、こう考えております。

○久保田真苗君 せつかくこういう「ソ連の軍事
力」とが米国防白書というようなものは翻訳まで
して非常に皆さん勉強なさるんですけど、肝心のと
ころで、余りにもひどい、余りにも侮辱している
というようなものはひとつぜひとたしなめ願いた
い、それで撤回していただきたい、こう思いま
す。

録したわけでござります。

私どもとしましては、この「今の程度でよい」という考え方方は、これは現在政府が中期防衛力整備計画に基づいて五ヵ年計画、本年三年目でございますが、でやつておるいわゆるモダレートなど、いかが、節度を持った防衛力の整備という方針については大方了解していただいている。この「増額した方がよい」と合われますと大体七〇%でございますが、他の調査の方で、例えば「わが国の防衛のあり方」の日米安保と自衛隊というものの姿勢、防衛のあり方とというものについては国民の大方面の方々に了解いただいているというよう解釈しておるわけでございます。その旨を本年版の白書にも記載させていただいたという状況でござります。

表されておりますね。これにつきましては、防衛予算については「増額した方がよい」と考える人が「一・二%」「今の程度でよい」と考える人が五八・〇%、「今より少なくてよい」と考える人が一九・一%というふうに出ていまして、いずれにしましても、これの分析をする方たちの分析はこんなふうな感じで言われているんです。「今の程度」と「少なくてよい」と合計で七七・一%の人が自衛隊の増強なんて望んでいないんだ、そういうふうな結果だったと私は思うんですね。

長官はどういうふうにごらんになりますか。

○政府委員(依田智治君) 防衛白書にも一月の世論調査の結果を載せさせていただきました。今回総理府で調査いたしましたときには、いろいろカーボ等を示しまして、諸外国の防衛の比、我が国の場合の一・一%ちょっと超えたという数字等もお示しして、それら全体的なものを見た上でこのアンケートに応じていただいたおるというものでございまして、今回、先生先ほどありましたように「今の程度でよい」というのが五八・〇%というのを記

（久保田重幸）確かに私は、元海軍の立派な士官であります。そういう結果だとは申し上げていいんですよ。防衛予算是「今の程度」あるいは「少なくしてよい」、そういう人が八割近いですよ、そういう結果が出ています、こう申し上げているんですね。官房長のおっしゃるることは、中期防、それが支持されているんだと言うなら、それならばそういうふうに質問すべきなのであって、一体どれだけの国民が、私たちこの内閣委員会にいたって内容をつかむのにああでもないこうでもないと質問しなきや何もわからないような、そんな中期防なんてものを理解しているのでしょうか。ただ自衛隊の防衛庁の予算が毎年聖城のように突出してふえている、増額に次ぐ増額だ、ことしも六%以上上の増を予定しているというような、そういう非常にわかりやすい形で国民は受けとめているのでして、つまり防衛費は聖城じゃないんです。普通の予算を上回って大きく毎年毎年伸びていくようなそういうことに国民党は共感をしていない、そういう結論だろうと思いますよ。それはもつと単純に考えるべきなので、中期防がどうかということ

隠したわけでもございません

したわけでもあります。

だったら、その中身を詳しく出して質問をなさなければとも一般の国民に理解されるような年代物じゃないと思うんですね。

同様に、防衛力の規模について、つまり三つの自衛隊について増強を望む者、確かにそれはいますよ。一〇%ないし一五・二%ですね。でも、増

強ではなく、私が結構あるいは少なくてよいとしてそれがやはり七割から八割という比率を占めていいわけとして、これは増強を望んでいないといふ結果だろうと私は思うんです。これは総理府がやつた調査でござりますから、私は決して防衛庁に悪い目が出るような意図でやつたものじゃないと思ふんだけれどもこういう結果になつておるんですね。

と、平和憲法が制定されて、その後昭和二十五年に警察予備隊ができて、二十七年に保安庁・保安隊というものになりまして、それから二十九年に初めて防衛庁・自衛隊というのが誕生したわけ

でございます。

防衛庁というのは何をしているんだ、あるいは、予算も余りにも突出しているじゃないかという考え方の人ばかりじゃない。国民の中には、そういうやない、防衛庁もようやっているという見方もあるといふことを御理解いただきたい、こう思うのでござります。

れども、自衛隊は、一体人員削減の努力をしたことがあるのか、もし努力したとおっしゃるのなら二、三具体例を挙げてみていただきたい、こう思っています。

○久保田真苗君 このことに長くかかるるべ
もりはありませんけれども、国民の中にそういう
方もあると、いふことと、国民の大多数がそんなに防
衛費や自衛隊の増強が突出することを望んでいな
いということとはまた別のことだと思います。要は、
するに、世論調査というものは数量的に大まかな國
民の意向を調査するものですから、私は、この世
論調査の結果を素直に読むとどう読めるのかとい
う観点から、もう一度、この國民のよその意見を

般職、事務官等につきましては各省と同様行政改革等にも努め、また定員削減も、四十三年の第一次削減以来、現在第七次の削減計画をやっておりますが、去年二百九十五人、ことしも二百九十五人の削減ということで、トータルしますと八千名を超える削減をやつておる、涙ぐましい努力をやつておるところでございます。また、行政の運営全般につきましても、午前中の委員会で出ており

我が田引水と言つては失礼なんですけれども、現在の体制や防衛の基本的あり方を国民は支持していると防衛白書にもそういうふうに書いていますね。どういう理由で官房長のおっしゃるところまでのそういう結論になるのか、私ははとても理解できませんですけれども、例えば予算額は毎年六、七%ずつ増額されている。防衛力の規模についても毎年毎年の増員なんです。兵器を最新兵器と買いかえる。そういう形の防衛力の増強について、私は、國民は共感をしていないと思うんですねけれども。

こういった政府機関の世論調査をねじ曲げて解釈するといいますか、こういう結果になつてしまつたからどうしようもないんでしょうけれども、これは余り私は感心しないんですね。ちゃんと受けとめていただきたい、こう思っています。そして、いろいろな問題のある兵器についての購入などということはやっぱりちょっとと考え直していった

たきたい。こう思うわけなんですがれどもどうな
んでしようか。もうちょっとこの世論調査につい
ても納得のいく解釈をしてみせていただけないか
のでしようか。

○國務大臣(田澤吉郎君) 防衛庁のこれまでの考
みについてちょっとお話し申し上げますといふ

と、平和憲法が制定されて、その後昭和二十五年に警察官備隊ができて、二十七年に保安庁・保安隊というものになりまして、それから二十九年に初めて防衛庁・自衛隊というものが誕生したわけでございます。

それから三十年間、歴代総理あるいは防衛庁長官並びに国民の信頼を得て、今日自衛力の整備といふものに対して国民がある程度理解を示していると私は思うのでございます。したがいまして、そういう考え方の基本は、やはり新しい憲法を尊重する、それで専守防衛でいきましょう、さらには他国に脅威を与えるような軍事大国ではないようにしてしましよう、非核三原則は守りましよう、シビリアンコントロールを確立しましよう、日米安保体制の必要性を強調いたしましようというこの基本の線に従いまして、いわゆる防衛大綱というものが五十年につくられたんです。それで三木内閣時代でございますね。それを受け現在のいわゆる中期防衛力整備計画が立てられて、これはG.N.P.1%で十カ年間やれるだろうということで来ていましたが、それができませんのでさらに五カ年計画を立てたわけでございます。

そういう一つの歩みを考えてみますというと、私は、国民がやはり防衛庁といふものはある程度のいわゆる節度ある自衛力というものを積み上げるために一つの歩みを進めてきているんだないう考え方、あるいはまた、中期防衛力整備計画といふのは総額明示方式で十八兆四千億というものをこの五カ年計画の中に明示してそうして進めるような一つの計画でございますから、そういう面でも防衛予算といふものは他の国際情勢とかあるいはいろんな面から考えてこういうような状況にならざるを得ないのだろうなという認識が私はだんだん高まってきているという考え方、見方をしていくわけでございます。

したがいまして、私たち、これからもやはり国際情勢のあり方をよく見きわめながら節度ある防衛力を整備していきたい、こういうように考えているわけでございます。御指摘のように、全く

○久保田真苗君 このことに長くかかずらわるつ
もりはありますけれども、國民の中にそういう
方もあるということと國民の大多数がそんなに防
衛費や自衛隊の増強が突出することを望んでいな
いということとはまた別のことだと思います。要
するに、世論調査というのは数量的に大まかな國民
の意向を調査するものですから、私は、この世
論調査の結果を素直に読むとどう読めるのかとい
う観点から、もう一度ぜひ國民のおよその意思の
ありどころ、そんな軍事大国になりますというそ
ういう感じを受けとめていただけたらと、こう思う
わけでございます。

それから次に、ことしも自衛官の増員というも
のが要求されているんですけども、これはもう
常になし崩しに行われています、防衛庁も大変
だし、私ども、各省庁の定員要求の査定とい
うものがあれほど微に入り細にわたってなされる中
でなぜこんな相当の数があつさりと年中行事のよ
うに認められるのか、本当に不思議でしようがな
いんですね。今度も法案が出ていますけれども、
法案が認められた回数だけ見ても実際に今回で十
八回目です。人數も今回増員が認められます
と二十七万三千八百一人となるということなんで
すね。昭和一十九年当時から見ると倍近いんです
よね。一般的行政職員の場合は、職員の定員に關
する法律とか行政機関職員定員令とかいうので非
常に厳しく削減されておりますね。防衛庁の場合
も、内局についていえばこれによつてなされるん
だろうと思うんです。ところが、不つり合いで自
衛隊だけが、必要だから増員要求する、そういう
出し方をしてきますね。

私が伺いたいのは、方々の官庁が皆人員削減と
いうものの努力を要求されているわけなんですけ
ども、内局についていえばこれによつてなされるん
だろうと思うんです。ところが、不つり合いで自
衛隊だけが、必要だから増員要求する、そういう
予算も余りにも突出しているじゃないかという考
え方の人ばかりじゃない。國民の中には、そうじ
やない、防衛庁もようやつているという見方もある
るということを御理解いただきたい、こう思うの
でござります。

○政府委員(依田智治君) 各省庁では定員削減の努力をやつしているのに年々増員はどうかといふところでございますが、防衛庁いたしましても、一般職、事務官等につきましては各省と同様行政改革等にも努め、また定員削減も、四十三年の第一次削減以来、現在第七次の削減計画をやっておりますが、去年二百九十五人、ことしも二百九十五人の削減ということで、トータルしますと八千名を超える削減をやつておる、涙ぐましい努力をやつておるところでございます。また、行政の運営全般につきましても、午前中の委員会で出ておりましたが、防衛改革委員会というのを自主的につくりまして自主的な面でいろいろ合理化に努めるという努力をやつておるわけでございます。

そういうことで努力しておるわけでございますが、自衛官につきましては後ほど防衛局長から詳しく述べ申し上げますが、大綱に基づき中期防ということでおよそ三年目の整備をし、そして限定・小規模な侵略に対する原則として独力で対処できることのできる体制を早くつくらうということで計画的な整備をやつておるということございまして、その中でも涙ぐましいスクラップ・アンド・ビルドの努力をやつた結果五百二十三人というのをことしをお願いしておるという状況でございまして、御理解をいただきたいと思うわけでございます。

○政府委員(日吉景君) 内局のシビリアン等につきましてはただいま官房長の方から御説明を申し上げましたので、ユニホームといいますか、自衛官につきましての方から説明をさせていただきたいと思います。

他の政策官庁とは異なりまして防衛庁という役所は、その業務上、一種の実力団体でございますので、その装備等にリンクいたしましてその装備を有効に活用するためにはどうしても必要な人員というものが必要になつてまいります。なおか

つ、防衛庁は、戦後、無から逐次整備をしてまいりまして、大綱水準にもおおむね達してはおりますけれども、いま達せずして逐次整備を続けていたる、その途中の段階にあるということを御理解いただけるべきだと思います。

ただきたいと思います。

したがいまして、毎年お願いしております自衛官の定数増でございますが、既に予算化されております艦艇、航空機の就役等に伴います要員を確保するものが中心でございますけれども、その際、自衛隊においてもやはり業務の省力化や合理化によって人員の削減に努めることは当然のこととございまして、そのような合理化にも努めていふところでございます。その結果がただいまお願ひを申しております五百一十三人の増員になつてございますが、幾つか具体的にその省力化、合理化の具体例を申し上げたいと思います。

例えば、艦艇、航空機の就役等に伴うものにつきましても、単純に隻数の増加等に伴いまして増加をするということではございませんで、例えば本年度の内訳にござります五十九年度DD艦、これは三千四百トン型のガスター・ビン式のものでございます。これにつきましては、従来の三千百トン型よりトン数はふえておるわけでござりますが、それよりも機関科定員の削減を行つております。これにつきましては、従来の四十三名の削減になつております。

また、魚雷員等の省力化に伴います潜水艦定員の削減もいたしておりまして、ことしお願いとしておりますものは六十年度SS「ゆうしお」型という潜水艦、トン数は二千二百五十トンでござります。従来の千八百五十トン型に比べまして四百トンのトン数の増加でございますけれども、定員は八十名から七十五名というふうに五名の減を立てております。

こういうふうなことで我々なりに努力をいたしておりまして、機械的に装備等が近代化されると伴いまして定員も増加させるというようなことのないようにしているつもりでございます。

なお、今年度は、特に自衛隊法の改正によりまして航空自衛隊の骨幹組織の整備をいたしたいと

考えておりますが、このところでは約五十名、正

○久保田真苗君 これに関連して具体的に伺つてお聞きたいと思います。私どもいたしまして、こう考えておりますが、このところでは約五十名、正確には五十一名の減を立ててございまして、こういうふうなものが増加あるいは減少させました結果が五百二十三名でございまして、この点御理解を賜りたいと思います。私どもいたしまして、も、なお今後とも厳しい合理化、省力化の努力を続けていきたいと考えております。

○久保田真苗君 これに関連して具体的に伺つておきたいと思うんですが、それとの関連で一、三ちょっと概略を説明していただきたいことがあります。

それは、航空自衛隊の組織を大幅に改編されるとのことなんですが、どういう内容のものなんですか。

○政府委員(日吉章君) 今回の航空自衛隊の骨幹組織の整備でござりますが、これは三つの柱から成つてござります。

一つは、航空輸送、救難、保安管制、それから気象を担当しております作戦支援組織の一元化を図ることでございまして、そのため輸送航空団と保安管制気象団を廃止いたしまして新たに航空支援集団と二つものを編成することにいたしております。一番目の柱は、一般教育と技術教育を担当しております各種教育組織の一元化を図るということで、飛行教育集団と術科教育本部を廃止いたしまして航空教育集団にまとめて新編することにいたしております。三つ目の柱は、装備品の開発実験と航空医学等、等と言いますのは人間工学のようなものでございますが、を担当しております開発実験組織の「元化」を図るということで、航空開発実験集団を新編する、こういう三つの柱でございます。

この三つの柱を立てまして、従来ござります航空総隊、補給本部と合わせまして航空自衛隊の五つの骨幹組織に単純化し、合理化、省力化を図つたものでございまして、この結果、先ほど申し上げましたように五十一名の減員となつてございま

そうしますと、これをこうじょうあうにされたと

そうしますと、これをこういちふうにされたことについて、一体どこが増でどこが減になっているのか伺いたいんですけれども。

○政府委員(日吉豊君) 今、私が三つの新編集団を申し上げました。航空支援集団、航空教育集団、航空開発実験集団でございます。このうち、省力化といいますか、人数の削減が図られましたのが航空教育集団でございまして、ここでは百五名の減員となつてござります。

なお、航空支援集団、航空開発実験集団は統合化することに伴います充実等も図りまして、それぞれ、航空支援集団は十九名でございますが、航空開発実験集団は三十五名の増になつてございまして、都合差し引きいたしまして五十一名の減となつてございます。

○久保田真苗君 航空開発実験集団が新編されることは、ここで三十五名増になるんですが、その新しく編成することに対する目的なりねらいに対してなぜ増員が必要なのか、それをお聞かせください。

○政府委員(日吉豊君) 航空自衛隊の開発実験組織につきましては、現在装備品の開発実験を担当しております航空実験團と航空医学等を担当しております航空医学実験隊とが二つ分かれています。

しかしながら、最近では、一つには、装備品の高度化、複雑化等に対応いたしまして、継続的な技術的改善をする必要性が高まつてきておりまして、さらに二つ目には、装備品の開発実験と航空医学なり人間工学研究と一体化する必要性も生じてきております。さらに三番目には、装備品の延命化を図るために、その改善、改進を実施するという必要性が増大してきております。したがいまして、このような技術の進歩に対応いたしましてより効率的な隊務運営を図るという必要性から、開発実験組織について、航空医学実験隊を含めましてこれを一元化しようとしたものでございま

それは、今回新編をする理由といたしまして私が

それは、今回新編をする理由といたしまして私が三つの柱を申し上げましたが、これらの三つの必要性が生じてきた関係から増加をいたしたわけでございます。

○久保田直苗君 支援集団として二つの司令部を廃止するんですね。そうですね。そして航空支援集団を新しくつくる。つまり、航空支援集団の司令部ができるわけですね。

そうすると、これは縦系列の組織が整備されるということになるわけですか。つまり、こういうふうにあつたものが一つに統合されて、ここに幾つかのものがある。そういうことになつて、例えば情報の伝達等におくれを生じるというようなことはないのかどうか。その辺のことはどうなんでしょうか。

○政府委員(日吉章君) 航空支援集団新編の理由に係ることでございますが、これにつきましては、大きく分けまして航空支援集団と相対時といいますか、それと深くかかわり合いをいたします作戦組織との関係を有機的に連携しようとするところを目的としたものでございます。

と申しますのは、現在、航空自衛隊の作戦組織といったましては航空総隊といもので一元化されているわけでございますが、これを支援いたします作戦支援組織というものにつきましては、あらものは長官直轄というような形で、航空輸送を担当しております例えは輸送航空団とかあるいは航空保安管制と航空気象を担当しております保安管制気象団とか、主として航空救難を担当しております航空救難団とか、こういうふうな形で支援組織はそれぞれ独立した形になっております。

ところが、これらは有機的にやはり作戦組織を統合的に一貫して調整しながら有効に機能させる必要があります作戦支援組織との非効率な点を解消していくこうということで考えたものでございまして、今回の組織の新編の最大の理由は、もう一度繰り返しますけれども、作戦組織を支援

○久保田真苗君 これに関連して具体的に伺つてお聞きたいと思います。私どもいたしまして、こう考えておりますが、このところでは約五十名、正確には五十一名の減を立ててございまして、こういうふうなものが増加あるいは減少させました結果が五百二十三名でございまして、この点御理解を賜りたいと思います。私どもいたしまして、も、なお今後とも厳しい合理化、省力化の努力を続けていきたいと考えております。

○久保田真苗君 これに関連して具体的に伺つておきたいと思うんですが、それとの関連で一、三ちょっと概略を説明していただきたいことがあります。

それは、航空自衛隊の組織を大幅に改編されるとのことなんですが、どういう内容のものなんですか。

○政府委員(日吉章君) 今回の航空自衛隊の骨幹組織の整備でござりますが、これは三つの柱から成ってございます。

一つは、航空輸送、救難、保安管制、それから気象を担当しております作戦支援組織の一元化を図ることでございまして、そのため輸送航空団と保安管制気象団を廃止いたしまして新たに航空支援集団と二つものを編成することにいたしております。一番目の柱は、一般教育と技術教育を担当しております各種教育組織の一元化を図るということで、飛行教育集団と術科教育本部を廃止いたしまして航空教育集団にまとめて新編することにいたしております。三つ目の柱は、装備品の開発実験と航空医学等、等と言いますのは人間工学のようなものでございますが、を担当しております開発実験組織の「元化」を図るということで、航空開発実験集団を新編する、こういう三つの柱でござります。

この三つの柱を立てまして、従来ござります航空総隊、補給本部と合わせまして航空自衛隊の五つの骨幹組織に単純化し、合理化、省力化を図つたものでございまして、この結果、先ほど申し上げましたように五十一名の減員となつてございま

そうしますと、これをこういちふうにされたことについて、一体どこが増でどこが減になっているのか伺いたいんですけれども。

○政府委員(日吉豊君) 今、私が三つの新編集団を申し上げました。航空支援集団、航空教育集団、航空開発実験集団でございます。このうち、省力化といいますか、人数の削減が図られましたのが航空教育集団でございまして、ここでは百五名の減員となつてござります。

なお、航空支援集団、航空開発実験集団は統合化することに伴います充実等も図りまして、それぞれ、航空支援集団は十九名でございますが、航空開発実験集団は三十五名の増になつてございまして、都合差し引きいたしまして五十一名の減となつてございます。

○久保田真苗君 航空開発実験集団が新編されることは、ここで三十五名増になるんですが、その新しく編成することに対する目的なりねらいに対してなぜ増員が必要なのか、それをお聞かせください。

○政府委員(日吉豊君) 航空自衛隊の開発実験組織につきましては、現在装備品の開発実験を担当しております航空実験團と航空医学等を担当しております航空医学実験隊とが二つ分かれています。

しかしながら、最近では、一つには、装備品の高度化、複雑化等に対応いたしまして、継続的な技術的改善をする必要性が高まつてきておりまして、さらに二つ目には、装備品の開発実験と航空医学なり人間工学研究と一体化する必要性も生じてきております。さらに三番目には、装備品の延命化を図るために、その改善、改進を実施するという必要性が増大してきております。したがいまして、このような技術の進歩に対応いたしましてより効率的な隊務運営を図るという必要性から、開発実験組織について、航空医学実験隊を含めましてこれを一元化しようとしたものでございま

それは、今回新編をする理由といたしまして私が三つの柱を申し上げましたが、これらの三つの必要性が生じてきた関係から増加をいたしたわけでございます。

○久保田直苗君 支援集団として二つの司令部を廃止するんですね。そうですね。そして航空支援集団を新しくつくる。つまり、航空支援集団の司令部ができるわけですね。

そうすると、これは縦系列の組織が整備されるということになるわけですか。つまり、こういうふうにあつたものが一つに統合されて、ここに幾つかのものがある。そういうことになつて、例えば情報の伝達等におくれを生じるというようなことはないのかどうか。その辺のことはどうなんでしょうか。

○政府委員(日吉章君) 航空支援集団新編の理由に係ることでございますが、これにつきましては、大きく分けまして航空支援集団と相対時といいますか、それと深くかかわり合いをいたします作戦組織との関係を有機的に連携しようとするところを目的としたものでございます。

と申しますのは、現在、航空自衛隊の作戦組織といったましては航空総隊というもので一元化されているわけでございますが、これを支援いたします作戦支援組織というものにつきましては、あらものは長官直轄というような形で、航空輸送を担当しております例えは輸送航空団とかあるいは航空保安管制と航空気象を担当しております保安管制気象団とか、主として航空救難を担当しております航空救難団とか、こういうふうな形で支援組織はそれぞれ独立した形になっております。

ところが、これらは有機的にやはり作戦組織を統合的に一貫して調整しながら有効に機能させる必要があります作戦支援組織との非効率な点を解消していくこうということで考えたものでございまして、今回の組織の新編の最大の理由は、もう一度繰り返しますけれども、作戦組織を支援

する作戦支援組織の効率化を図らうというところに目的がございます。

○久保田真苗君 もう一つ伺いたいことがあるんです。ですが、今回統合幕僚会議が四人増員を要求していますのでしょ。そのうち一人が軍縮関係といふことになっているのでこれはミスブリジやないかと思ったんですけども、統幕の中で軍縮関係の要員といいますと一体どういう役割なのか、どういう趣旨でこういうものをお入れになつてあるのか、それを聞かしていただけますか。

○政府委員(日吉章君) ただいま委員がお示しになられたは、私たままでこのことでござりますが、仕事の内容といふことになつては、それが軍縮担当の新しいポストを設けるというような意味で御理解いただいているとしますと、現在そのような具体的な計画はないと申し上げざるを得ないと思います。

しかしながら、我が国は国連やジュネーブ軍縮会議などの場を通じまして公平かつ検証可能で実効性のある軍縮・軍備管理のために努力しているところは委員も御案内のとおりでございまして、これにつきましては、防衛庁といたしましても外務省と緊密な連絡協議を行いながら軍縮関係の国際会議や作業グループに専門家を既に派遣するなどいたしまして、外務省との協力体制をとつていろいろな業務を行つておられます。本改正案におきましては、かかる業務を円滑かつ効果的に推進するためには現在の国際情勢等を考えますと非常に重要なことだと考えまして、統合幕僚会議事務局に自衛官一人の定数増をお願いしているところでございまして、この自衛官一人は私がただいま申し上げましたような業務を主として行つていただきことを考えております。

○久保田真苗君 大変魅力的な名前なんですねけれども、どうもおっしゃることがよくわからないですね。

文字どおりの今考えるような軍縮、そういうことは今計画にないと。だけれども、ジュネーブの軍縮会議等、つまりこれはアッシャになるんで

すか。そういうところへ出していく人の卵みたいなものを作り出します。

○政府委員(日吉章君) 私の御答弁が若干誤解を招くようなことでござりますれば誤解を解いてい

ただきたいのでござりますが、仕事の内容といふことではございませんで、まさに防衛庁独自の業務を遂行することを予定しております。

○久保田真苗君 そうしますと、防衛庁独自の業務として軍縮・軍備管理。

そうしますと、それは実際に所掌事項、そして職務の内容、どういう目的を持ったものなんですか。

○政府委員(日吉章君) 繰り返しになりますけれども、防衛庁といたしましてはこれまで外務省と緊密な連絡協議を行いまして軍縮の国際会議や作業グループに専門家を派遣するというふうに

これにつきましては、防衛庁といたしましても外務省から派遣要請に基づきまして派遣官は外務官に併任して派遣されるということになろうかと思います。

○久保田真苗君 久保田真苗君 新しい制度について若干伺いました。

したけれどもこれはまた続けることになりました。

最後に、先ほど「なだしお」の件について板垣委員からいろいろと御発言、御質問がございました。

八月二十四日に瓦前長官が、長官のみが辞任せている。そしてその後については、これは審判の機関によって事が進められていくというふうに私は考えております。けれども、私どもの理解で

具体的には、国際人道法会議とか特定兵器使用禁止条約専門家会合とか海洋法会議とか赤十字国際会議等々がございまして、私が今申し上げました会議はいずれも防衛庁がこれまでに派遣した軍備管理・軍縮関連の国際会議等でござります。

○久保田真苗君 そうしますと、外務省にたしか

る、あるいはどちらがどういう関係になるのか。

○政府委員(日吉章君) 委員既に御存じと思いま

すが、外交交渉の場に出ます場合には、外交一元化等の観点から、私ども外務省以外の他官庁の公

務員がその場に出ますときには外務事務官に併任して派遣をされるという例が通常ではないかと思

います。その場合には、それぞれの会議の性格によりましてそれぞれその省庁の専門的知識を必要といたしますので、その専門的知識を持つておりますその省庁の職員が外務事務官に併任発令されまして派遣を受けるというのが通例ではないかと

思ひます。したがいまして、私がただいま申し上げましたような国際会議等に出席いたします場合には、外務省からの派遣要請に基づきまして派遣官は外務事務官に併任して派遣されるということになろうかと思います。

○久保田真苗君 新しい制度について若干伺いました。

したけれどもこれはまた続けることになりました。

最後に、先ほど「なだしお」の件について板垣委員からいろいろと御発言、御質問がございました。

八月二十二日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、行政機関の休日に関する法律案

一、一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

二、行政機関の休日に関する法律案

二、行政機関の休日に関する法律案

二、行政機関の休日に関する法律案

二、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日

三、十二月二十九日から翌年の一月三日までの一日(前号に掲げる日を除く)。

二、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日

一、日曜日並びに毎月の第二土曜日及び第四土曜日

二、前項の「行政機関」とは、法律の規定に基づき内閣に置かれる各機関、内閣の統轄の下に行政事務をつかさどる機関として置かれる各機関及び内閣の所轄の下に置かれる機関並びに会計檢

投しているということもあります。

私はこの件について今多く質問をする余裕がございませんけれども、しかしこれらのことが適切な機関によって事実が十分確認された上で、長官のみがスケープゴートになるというようなことでなくして、それぞれの任にある方たちのそれぞれの事実はやはりはつきりと究明されるべきだ、そしてその責任はとられるべきだ、公務員としてこのようなことに関する責任をはつきりととつていざなうあります。

いたしましたので、その専門的知識を持つおりましてそれぞれその省庁の専門的知識を必要とするのでござりますが、仕事の内容といふことではございませんで、まさに防衛庁独自の業務を遂行することを予定しております。

○久保田真苗君 久保田真苗君 なだしおは必ずしもこの救助活動に参加しないで「なだしお」を通り過ぎて先に横須賀港へ帰

査院をいう。

3 第一項の規定は、行政機關の休日に各行政機関（前項に掲げる一の機関をいう。以下同し。）がその所掌事務を遂行することを妨げるものではない。

第二条 国の行政庁（各行政機関、各行政機関に置かれる部局若しくは機関又は各行政機関の長その他の職員であるものに限る。）に対する申請、届出その他の行為の期限で法律又は法律に基づく命令で規定する期間（時をもつて定める期間を除く。）をもつて定めるものが行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日の翌日をもつてその期限とみなす。ただし、法律又は法律に基づく命令に別段の定めがある場合は、この限りでない。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(国家公務員退職手当法の一部改正)

第二条 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

(第三条) この法律の施行の日(以下「施行日」といふる。)
(国家公務員退職手当法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行の日(以下「施行日」といいう。)の前日に在職する職員であつて俸給が日額で定められている者が施行日以後に退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職

らば支給を受けることができた前条による改正前の国家公務員退職手当法第三条から第六条まで、國家公務員等退職手当暫定措置法の一部を

号)附則第三項(以下「法律第一百六十四號附則」

二、五。又其國家八務員等是識手當去。一郡之

改正する法律(昭和四十八年法律第三十号)附則
第五項から第八項まで(以下「法津第三十号附

しに、「取扱」を「取扱い」に、「日曜日、休日又はこれらの日以外の日」を「行政機関の休日又はこれ以外の日」に改める。

3 第百条(手数料)の規定は、次に掲げる行為が行政機関の休日(日曜日又は国民の祝日にて

関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日を除く。)において大蔵省令で

定める時間内に行われる場合には、これらの行為に係る許可又は承認については、行政機関にて二月二十六日までに、(略)

関の休日に関する法律の施行の日から起算して五年を経過する日までの間は、適用しな

一 第十九条（執務時間外の貨物の積卸し）

二 第三十三条（執務時間外の貨物の出し入
り又は取扱い）（第三二六条（料金）にそ

れ又は取扱い）（第三十六条（許可を受け
て保税地域外に置く外国貨物）において準
用する場合を含む。）二規定する貨物の出

用する場合を含む)に規定する貨物の出し入れ又は取扱い

三 第九十九条第一項（臨時開港）の規定 る税關の臨時の執務

**附則第四項及び第二十二項並びに第五項を削除
(土地収用法の一部改正)**

第二百一十九号の一部を次のように改正する。

第三五条第一項に「暮二か月」を「毎月の第二土曜日及び第四土曜日並びに」に改める。

(繩糸価格安定法の一部改正)

第二条 蘭考信託支店（昭和二年五月一日開業）の一部を次のように改正する。

第十三條第四項中「国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第一百七十八号）」に規定する休

日又は日曜日」を「行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第一号）第一条第一

〔特許法の一部改正〕

第七条 特許法(昭和三十四年法律第二百二十一号)

第一部 内閣委員会会議録第四号 昭和六十三年十月十一日 [参議院]

